



ふれあい・いきいきサロン

要綱・要領集




サロン発!

元気づくり・生きがいづくり



WEB用目次はここを押します

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会

はじめに

「ふれあい・いきいきサロン」は、地域住民が身近な場所に気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくり、また、介護予防等の拠点として、全国的にさまざまな形態のサロン活動が広がりをみせております。さらに、近年では障害者・子育て支援等ボランティア活動も加わり、高齢者福祉とともに地域コミュニティ形成の新たな形態として各地でますます注目を集めています。現在では、全国で約5万2千ヶ所を超えるサロンができるなど急速に大きな広がりを見せています。

そうした中、平成21年9月に愛媛県において全国ボランティアフェスティバルが開催されました。その一部門としてサロン活動の更なる推進と充実を目指していただくため、「ふれあい・いきいきサロン全国研究交流会」（みずほ教育福祉財団の助成事業／全国社会福祉協議会共催）が同時開催され、講演、事例報告、情報交換等を通じて、今後のサロン活動の推進のヒントを探ることができました。

この度作成した「ふれあい・いきいきサロン要綱・要領集」は、全国で実施されているサロンの実施形態やメニュー、助成方法、助成金額、実施場所、実施方法等の活動状況と要領・要綱をとりまとめたものです。

本要綱・要領集が今後のサロン活動の継続はもちろん、他市等の状況等も参考にしながら事業の見直しや地域性を活かした新たなサロン活動の立ち上げの参考となればと考えています。

最後に、本要綱・要領集の作成にあたりご多忙の中にもかかわりませず資料提供等いただきました各社協及び関係機関の皆様にご心より感謝申し上げます。

松山市社会福祉協議会

目次

北海道	札幌市	P 1~ 3
	旭川市	P 4~ 6
秋田県	秋田市	P 7~ 8
山形県	真室川町	P 9~ 10
福島県	福島市	P 11~ 12
群馬県	前橋市	P 13~ 15
千葉県	千葉市	P 16~ 27
	柏市	P 28
神奈川県	川崎市幸区	P 29~ 32
	川崎市多摩区	P 33~ 34
	横須賀市	P 35~ 38
福井県	福井市	P 39~ 50
長野県	長野市	P 51~ 53
愛知県	名古屋市	P 54~ 56
	豊橋市	P 57~ 60
	豊田市	P 61~ 63
京都府	京都市	P 64~ 66
大阪府	堺市	P 67~ 76
兵庫県	姫路市	P 77~ 85
	尼崎市	P 86~ 87
	西宮市	P 88
和歌山県	和歌山市	P 89~ 90
岡山県	岡山市	P 91~ 93
広島県	広島市	P 94~ 95
	尾道市	P 96~ 99
山口県	山口市	P100~103
三重県	津市	P104~105
愛媛県	松山市	P106~112
	今治市宮窪町	P113~115
	新居浜市	P116~118
	宇和島市	P119~121
	南宇和郡愛南町	P122~124
高知県	高知市	P125~127
福岡県	福岡市	P128~130
	久留米市	P131~135
熊本県	熊本市	P136
宮崎県	宮崎市	P137
鹿児島県	鹿児島市	P138
沖縄県	那覇市	P139~140

【北海道札幌市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン推進事業
運営主体	札幌市社会福祉協議会（市補助事業）
実施主体	町内会、福祉推進委員会、ボランティア団体、個人等
サロン数	395ヶ所
実施回数	概ね月1回以上の開催とし、年間10回を下回らないこと。
実施場所	個人宅、町内会館、地区会館、児童会館等の公共施設及び団地や集合住宅の集会室等
お世話人等	地域ボランティア
参加費（1回当り）	無料～有料（参加者から無理のない範囲にて徴収）
実施時間	3時間～5時間程度
昼食（お弁当）	サロンにより異なる
サロンメニュー	サロンにより異なる 【主な内容】 ・健康体操 ・手芸、折り紙 ・レクリエーション ・茶話会 ・食事 ・歌唱、カラオケ ・外出行事 ・健康チェック ・外部講師による講話 ・その他
その他	・実践者同士の交流会やセミナーを開催しています。 ・サロンの見学等調整しています。 ・参加者、ボランティアの保険について紹介、加入手続きをしています。

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯など、日々の生活に寂しさや不安を感じている方々が、「ふれあい・いきいきサロン（以下、サロンという。）」に参加することによって孤独感の解消や、生きがい（参加意欲）づくりにつながることを目的とする。

また、同じ地域に暮らす住民同士が、共に生活の基盤としている身近な地域において、日常的な交流や親睦を図るサロンを設置・運営することによって地域福祉活動を推進する。

(実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、原則として居住している地域を基盤に活動する、町内会や福祉推進委員会（福祉のまち推進センター）、ボランティア団体及び個人等とする。

(参加者)

第3条 サロンは、前条に定める実施主体の活動地域に居住する「高齢者」、「障がい者」、「子育て」の各種別参加者を対象に実施するものとし、参加者には運営に協力する地域ボランティアを含むこととする。

(企画運営)

第4条 実施主体は、第3条に定める参加者と運営に協力する地域ボランティアが互いに協働し、企画・運営するものとする。

(内容)

第5条 サロンは、次の各号に掲げる要件を備え、参加者が相互に交流を図りながら、対象者の孤独感の解消や、生きがいづくり等につながる活動とする。

- (1) 人数 第3条に定める参加者のうち、地域ボランティアを除いた、各種別の参加者（「高齢者」、「障がい者」、「子育て」）で5名以上の参加があること。
- (2) 回数 概ね月1回以上の開催とし、年間10回を下回らないこと。
- (3) 場所（会場） 実施主体や参加者等の自宅、町内会館、地区会館、児童会館等の公共施設及び団地や集合住宅の集会室等とし、原則として参加者が歩いて集まることができ、継続した開催が可能な場所とすること。

(登録)

第6条 サロンの実施主体は、次の各号に定める手続きにより、札幌市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）へ登録することができる。

- (1) サロンの実施主体は、サロン登録申請書（様式1）に必要事項を記入し区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）へ提出する。
- (2) 市社協は、前号により区社協を通して受理した申請について、第5条に規定する内容等を審査の上、登録の可否を決定する。
- (3) 前号の結果について、市社協はサロン登録決定通知書（様式2）、またはサロン登録非該当通知書（様式3）により申請者に通知する。
 - 2 次の項目に該当するときは、市社協は登録を抹消する。
 - (1) 営利を目的とした場合
 - (2) 政治・宗教にかかる場合
 - (3) 法令または公序良俗に違反する場合

(助成及び助成基準)

第7条 市社協は登録を認めたサロン（以下、「登録サロン」という。）のうち、助成を希望する実施団体に対して、予算の範囲でサロンの運営に係る費用（以下、「運営費」という。）の一部を助成することができる。

(1) 助成区分

活動実施内容により、助成区分はA・Bの2種類とする。なお、区分別の実施内容等は別に定める。

(2) 助成額

助成額は、1回の開催につき2,000円を上限とする。なお、助成区分の助成額及び回数等の上限は別に定める。

(3) 助成期間助成期間の継続年数は、5年度を限度とする。

(運営費の確保)

第8条 助成を受けようとする登録サロンの開催にあたっては、原則として参加者から無理のない範囲で負担金を徴収するなど、自主財源の確保について努力するものとする。

(開催報告及び助成金の申請・請求)

第9条 助成を受けようとする登録サロンの実施団体は、サロン開催報告書兼申請・請求書（様式4、様式5）に必要事項を記入のうえ、所管の区社協へ提出する。

2 区社協は、サロン開催報告書兼申請・請求書（様式4、様式5）の内容を審査し、本要綱の規定による活動が行われたと認められるときは、サロン助成申請・請求書（様式6）を市社協へ提出する。

(助成金の交付・決定)

第10条 市社協は、サロン助成申請・請求書（様式6）に基づき区社協を通じて申請を行う登録サロンの実施団体に対して助成金を交付する。

ただし、サロン開催報告書兼請求・申請書（様式4）に基づき申請を行う登録サロンに対して、直接助成金を交付することができる。

なお、報告内容が本要綱の規定に反すると認められるときには、その内容に応じて、助成金の一部または全額を交付しないものとする。

2 市社協は、前号の助成金を交付する場合、区社協及び登録サロン実施団体に対して、助成金交付決定通知書（様式7-1・2）により通知する。

(事業の周知)

第11条 市社協は、新規登録団体の状況や、開催報告及び助成金交付状況を区社協へ情報を提供する。

2 市社協及び区社協は、サロン活動の取り組みが地域で拡大するように、情報提供や普及・啓発を目的とした事業を実施する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 ふれあい・いきいきサロンモデル事業助成要領に基づき登録した団体にあつては、本要綱の第8条によらず、登録初年度から5年の範囲で助成できるものとする。

3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあいサロン開催支援事業
運営主体	旭川市社会福祉協議会（独自事業）
実施主体	地区社会福祉協議会（総数53地区）
サロン数	94ヶ所（42地区社協）※平成21年3月31日現在
実施回数	年52回以上 → 11サロン 年24～51回 → 7サロン 年12～23回 → 31サロン 年1～11回 → 45サロン 合計開催数→ 3,692回※平成21年3月31日現在 ※実施要領のとおり、開催回数によってランク付けを行い、ランクに応じて助成金を交付していることによる。
実施場所	町内（自治）会館、地区センター、公民館、福祉施設、小・中学校、個人宅等
お世話人等	地区社協役員、ボランティア等（サロンに一任）
参加費（1回当り）	サロンに一任している。
実施時間	サロンに一任している。
昼食（お弁当）	サロンに一任しているが昼食（実費）有りもある。
サロンメニュー	サロンにより異なる 【主な内容】 ・おしゃべり、レクリエーション ・世代間交流 ・健康相談 ・麻雀 ・お茶飲み ・料理 ・カラオケ ・パークゴルフ等々
その他	・レクリエーション関係書籍の無料貸出 ・レクリエーション講師の紹介 ・サロン実施に関するアセスメントの実施

★【サロンの様子】



平成21年度 ふれあいサロン開催支援事業 実施要領

1 目的

一人暮らし高齢者や未就学の子どもとその親等が、住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがいをもち、笑顔で安心して暮らすために、地区社協（市民委員会代行含む）単位において小規模による多数開催を基本として、日常的なふれあいや交流を行うことができる「場」をつくり、不安や寂しさの解消、見守り、閉じこもり防止や介護予防を図ることを目的とする。

なお、本事業は全地区での取り組みを目指し支援の充実を図る。

2 支援内容

市社協は地区社協（市民委員会代行含む）が開催するふれあいサロンに対して、以下の内容の支援を行う。

- 1) 実施・運営に必要な活動経費の助成（助成金額、使途は別掲）
- 2) 実施・運営に必要な情報提供
- 3) 実施・運営に対するアドバイス
- 4) 実施・運営にかかるふれあいサロン傷害補償の加入
- 5) 開催に必要な知識・技術を習得するための研修会等の実施
- 6) 郊外地区社協の開催にかかる送迎等の相談
- 7) その他、事業を推進する上で必要な支援

3 実施主体

地区社会福祉協議会（市民委員会代行含む）

4 助成金の対象となるふれあいサロン

以下に掲げる要件を満たすふれあいサロンに対して助成金を交付する。

- 1) 事業内容の視点を「閉じこもり予防」「介護予防」「安否確認」「仲間づくり」としているもの。
- 2) 対象者は、原則として地域に居住する安否確認事業対象者を含めた、概ね75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、未就学の子どもとその親等とし、参加を希望する方とする。人数は、地域の実情や内容に応じて地区社協で決定する。
- 3) 実施回数は月1回以上開催するものとする。
- 4) 会場は、地区内の民家、空き店舗、町内会館、公民館、住民センター、団地の集会所、小・中学校等の空き教室等とし、地域の実情に応じて参加者の集まりやすい場所を活用する。
- 5) 内容は、事業内容の視点をふまえた茶話会やレクリエーション、世代間交流等とする。なお、食事会を実施するときは、食材費は参加者、ボランティアともに実費負担とする。
- 6) 実施にあたっては関係機関・団体等と積極的な連携を図り、内容によっては共催としてもかまわない。
- 7) ボランティア（サービス提供者）は、地区社協役員、民生委員児童委員、町内会員、老人クラブ等の協力を得ながら構成し、基本的に無償（謝礼・報酬等は支払わない）とする。

5 地区社協への助成金額及び使途（1回当たりの単価助成方式）

1) Aランク（年52回以上開催）

①消耗品費	500円
②賃借料（会場借上料）	3,000円
小計	3,500円

【秋田県秋田市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域サロン事業
運営主体	秋田市社会福祉協議会
実施主体	各地区社会福祉協議会
サロン数	91ヶ所
実施回数	月1回～週3回
実施場所	地域センター、コミセン、町内会館、児童館、個人宅等
お世話人等	地区社協、地区民児協、福祉協力員、老人クラブ等
参加費（1回当り）	無料～実費程度
実施時間	2時間～5時間程度
昼食（お弁当）	サロンにより異なる
サロンメニュー	サロンにより異なる 【主な内容】 <ul style="list-style-type: none">・麻雀・ダンス・ヨガ・お茶会・グラウンドゴルフ・スマイルボーリング・コーラス（合唱）・レクリエーション・食事会・健康相談（講話）・幼稚園児との交流・ウォーキング・その他
その他	地域サロンに限らず、多様な地域福祉サービス事業に対して助成する「地域福祉活動メニュー選択事業」の中の一項目として地域サロン事業を位置づけています。

★【サロンの様子】



「地域福祉活動メニュー選択事業」助成要綱

1 目的

この事業は、地区住民参加による創意と工夫の地域福祉サービスを推進し、在宅老人とその家庭、心身障害者とその家庭、母子・父子家庭、子育て世代等との交流と支援の中から、その家庭の社会的孤立化の防止と、地区の地域福祉活動の充実を図ることを目的とする。

2 助成となる対象事業

前項の目的を達するため、地域福祉サービス事業として下記の選択事業から1項目以上を助成対象とする。

選択事業・・・

- ① 給食サービス事業（生活支援配食型・ふれあい会食型）
- ② 地域住民対象の介護相談・介護機器相談・健康相談事業
- ③ 昼食懇談会・幼児、児童との交流会
- ④ 一日ミニデイサービス事業（公民館、地域センター、コミセン等を会場に日中一人のお年寄り、家に閉じこもりがちなお年寄り等の健康チェック、健康相談、栄養相談、食事相談や、レクリエーション、ゲーム等の楽しみも含めた交流の場づくりをする。）
- ⑤ 対象者へのお元気電話サービス事業（ネットワークの一環としてネット対象者へ友愛訪問者や、ネット関係者が「お元気ですか」と一週間に1回程度定期的に電話での声がけをし、安否確認と交流を図る）
- ⑥ 介護者の集い・健康ワンポイント教室（秋田市保健所保健予防課共催）
- ⑦ 健康づくりのための熟年、高齢者の料理教室
- ⑧ 高齢者疑似体験「うらしま太郎」の体験教室
- ⑨ 小地域福祉ネットワーク協力者等の連絡会や福祉協力員地区交流研修会等
- ⑩ その他、住民参加によって地域福祉を具体的にすすめる事業

特別選択・地域サロン事業

高齢者等が気軽に集まれる地区内の町内会館などを会場として、自宅に閉じこもらず生きがいを持っていきいきと生活できることを地域として応援するものです。

特別選択・子育て支援事業

地区内の子育て支援事業として、子育て家庭の社会的孤立化を予防し、地域との交流を図りながら安心して子育てができるように、地区社会福祉協議会が支援するものです。

【山形県真室川町】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	いきいきサロン普及事業
運営主体	真室川町
実施主体	地域住民で組織された運営組織
サロン数	15ヶ所
実施回数	月1回～年5回程度
実施場所	公民館、集会所
お世話人等	サロン協力員（4名～30名）
参加費（1回当り）	無料～500円
実施時間	2時間～5時間程度
昼食（お弁当）	手作り昼食、弁当 昼食の有無はその時々で違う。原則実費。
サロンメニュー	<p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お茶のみ会 ○保健師等による出張健康教室 （血圧測定・健康体操・筋力アップ教室・健口教室・認知症予防教室・こころの健康教室等） ○介護・福祉講座 ○輪投げ等のゲーム ○手芸・折り紙・わら細工等 ○温泉等へのお出かけサロン ○駐在所等の講話 ○笹巻きづくり等の簡単な料理
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○レクリエーション用具の無料貸し出し （輪投げセット・吹き矢・ボーリング等） ○町所有バスの貸し出し

★【サロンの様子】



いきいきサロン普及事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、在宅の高齢者等に対し、地域のボランティアが身近で気軽に集まれる場所を確保し、趣味活動などを行いながら地域住民相互の交流の促進を図ることにより、高齢者等の社会的孤立感の解消、要介護状態の予防、地域内での支援体制の確立を図ることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 町長は、この事業を地域住民のボランティア等からなる運営組織（以下「運営組織」という）に委託して行うものとする。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、主に地域に居住する高齢者とするが、その他一般住民も参加することができる。

(サロン協力員の配置)

第4条 地域住民からボランティアを募り、サロン開催時には、サロン協力員として常時2人以上配置するものとする。

2 ボランティアに対しては、必要に応じてサロン開催にかかる研修を行うものとする。

(事業の内容)

第5条 地域のボランティアが、月1回程度、公民館等に高齢者等が気軽に集える場所を確保し、趣味・レクリエーション活動や食事の提供等を行いながら、高齢者同士及び世代間の交流を図るものとする。

2 参加者及びボランティアは、実費代程度の参加料を支払うものとする。

3 ボランティアの活動内容、利用者の利用状況及び金銭の収支状況については、活動日誌に記録しなければならない。

(委託金額)

第6条 委託金額については下記の区分のとおりとする。ただし、特段の事情がある場合には、町長と運営組織が協議のうえ別に定めるものとする。

開設初年度	年額 40,000円
2・3年目	前年度参加延人数×100円

(事業計画書の提出)

第7条 運営組織は、事業開始前に、年間事業計画書（別紙様式1）及びサロン協力員名簿（別紙様式2）を町長に提出しなければならない。

(事業の実績報告)

第8条 事業の委託を受けた運営組織は、事業が完了した後1ヵ月以内に、事業実績報告書（別紙様式3）及び収支決算書（別紙様式4）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年8月1日より施行する。

【福島県福島市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあいサロン運営事業
運営主体	福島市社会福祉協議会
実施主体	各26地区協議会を通じて小地域の住民で組織されたグループ等
サロン数	196ヶ所
実施回数	月2回～週3回
実施場所	公民館、集会所、神社、お寺、グラウンド、公園、店の一角、個人宅等
お世話人等	・ボランティア（町会の福祉部や民生委員等） ・参加者が担い手になってきているため世話人がいないサロンも多い
参加費（1回当り）	無料～300円
実施時間	午前だけ・午後だけ・ 午前から午後にかけて等平均2時間～5時間程度
昼食（お弁当）	ボランティアの手作り、 参加者の一品持ち寄り、みんなで作る等
サロンメニュー	サロンにより異なる 【主な内容】 ・茶話会 ・手芸 ・料理 ・小旅行 ・清掃活動 ・他サロンとの交流会 ・健康体操、介護予防講話 ・レクリエーション ・歌唱、カラオケ、楽器演奏 ・園芸、野菜 ・季節行事
その他	市社協が所有するマイクロバス（福祉バス）を無償で活用し、市内または市外への日帰り小旅行等を実施 また、サロンのチラシ作りのため市社協主催のボランティア活動事業「パソコン教室」へ参加もしている

★【サロンの様子】



ふれあいサロン運営事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人福島市社会福祉協議会は、各地区協議会が行う事業のうち、ふれあいサロン運営事業について、地域福祉推進に寄与するため、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、ふれあいサロンを実施している地区協議会とする。

(助成内容)

第3条 地区協議会内のサロングループごとに、5年間を限度に年間30,000円以内の額を助成する。ただし、1つのサロングループの実施回数が年6回以上を満たしている場合とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金を受けようとする地区協議会長は、サロン事業の実施状況及びサロングループの意向を確認のうえ、助成金交付申請書（第1号様式）に事業実施計画書（第2号様式）を添えて、当該年度の6月末日までに福島市社会福祉協議会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 福島市社会福祉協議会長は、前条の申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し地区協議会長に通知するものとする。

(事業実績及び決算の報告)

第6条 地区協議会長は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書（第3号様式）に事業実施報告書（第4号様式）及び各種参考資料を添えて、事業実施次年度の5月末日までに福島市社会福祉協議会長に提出しなければならない。

(事業の確認)

第7条 福島市社会福祉協議会長は、当該事業の運営状況を確認の上、意見を述べるができるものとし、目的を達成することができないと判断したときは、助成を中止することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福島市社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

【群馬県前橋市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン助成事業
運営主体	前橋市社会福祉協議会
実施主体	自治会、ボランティア、地区社協等の地域住民
サロン数	157ヶ所
実施回数	月1回～週1回
実施場所	公民館、集会所、個人宅、小学校、社務所
お世話人等	自治会役員、民生委員児童委員、老人会役員、婦人会、保健推進員、食生活改善推進員、サロン独自のボランティア等 1回当たり概ね10人弱
参加費（1回当り）	無料～300円 行事の内容により、これ以上徴収する場合あり
実施時間	1時間半～4時間程度
昼食（お弁当）	昼食を提供するサロンもあり。 手作りもあれば購入もあり。
サロンメニュー	サロンにより異なる 【主な内容】 ・お茶とおしゃべり ・軽体操 ・歌 ・七夕、クリスマス等季節行事 ・芸能ボランティアによる出し物
その他	・町内行事（敬老会、芸能発表会等）との合同開催 ・夏休み等、子供会と高齢者サロンの交流会 ・サロン担い手研修会 ・地区担当職員によるサロン立ち上げ、運営支援 ・子育てサロンに対する大型遊具貸出

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱

1 目的

一人暮らしの高齢者や日中一人で暮らしている高齢者の中には、デイサービスに通うほどではないが、積極的に外出する気力が起きずに何となくぼんやりしながら1日を過ごす人、いわゆる閉じこもりも少なくない。こうした高齢者の多くは孤独感や不安、寂しさを抱えながら生活をしており、地域で手を差しのべる必要がある。

また特に、障害児者、子育て中の親、ひとり親家庭の子どもや親など、生活する上で寂しさや不安を持つ人、同じ地域で生活する住民でありながら、ふれあい交流が十分に持てない市民への対応は、主要課題となっている。

そこで、「ふれあい・いきいきサロン」の地域的拡大を奨励するため、こうした高齢者をはじめとする当事者の人々等が、気軽に立ち寄れる「地域の集いの場」を地区社協・ボランティア等が主体となって開設、運営する事業活動に対して、前橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が歳末たすけあい募金配分金を原資として予算の範囲内で事業費の一部を助成することにより、支えあいの地域づくりを促進するものである。

2 助成要件

次の①～⑤の活動要件を備えた地域団体事業とする。

① 範囲

助成は、原則として1自治会につき1事業主体とする。ただし、概ね1,000世帯以上の自治会については、必要に応じて検討することとする。なお、子育てサロンについてはこの限りではない。

② 頻度

原則として月1回以上。ただし、地区の実情に応じて弾力的に対応するものとする。

③ 参加対象者

活動地域に在住するひとり暮らし又は虚弱高齢者、及び障害児者、子育てや育児に不安を持つ親とその子ども、ひとり親家庭の親とその子ども等の当事者等、幅広い住民を対象とすること。また、活動の担い手となるボランティア等が明確であること。

④ 利用者数

活動単位は概ね10人以上とし、地域の規模や会場のスペースに応じたものとする。

⑤ 活動内容

参加者の実情等に応じた多様な活動とするが、特定の活動に限定されたクラブ活動等は認めない。

⑥ 会場

会場選定は多様な形態を認める。例えば、公民館施設を利用する、あるいは個人宅を利用する場合も認める。ただし、調理をする場合は衛生の確保が行われていること。

⑦ その他

事業の実施に対し、当該地区自治会や地区社会福祉協議会と連携をとり、事業の円滑な運営のため、地域からの補助金や会場借用に関し、積極的な支援が得られる体制を整える。また、財源については参加者の個人負担のほか、企業や団体による助成制度の積極的活用を努める。

3 助成金額及び対象となる経費

(1) 助成金額は当該事業に関わる経費の2分の1以内とする。助成金額の上限については、別表1のとおりとする。

(2) 助成の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

① 事業実施するために必要な物品の購入等の経費

② 研修、講習会の経費

4 助成申請手続き

助成金の交付を受けようとするグループ等は別紙様式1に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

5 助成金の決定

市社協会長は、助成金申請書を受理したときは、その事業内容を審査の上、助成金額を決定し助成金交付決定を通知するものとする。ただし、当該申請年度の前年度にかかる下記6の実績報告が提出されない間は、交付しないものとする。

6 実績報告

助成金の交付を受けたグループ等は、当該年度の事業完了後1カ月以内または4月10日までのいずれか早い日までに、別紙様式2により、関係書類を添えて市社協会長に報告するものとする。

7 その他

この要綱は平成20年4月1日以降に申請受理されたグループについて適用する。

この要綱に定めるものの他、この事業に必要な事項は前橋市社協会長が別に定める。

(別表1)

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次以降
平成20年度申請	50,000	50,000	30,000	30,000	15,000	15,000
平成21年度申請	50,000	30,000	30,000	15,000	15,000	15,000

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン事業
運営主体	千葉市社会福祉協議会
実施主体	地区部会（地区社協）
サロン数	209ヶ所
実施回数	年1回～週2回
実施場所	公民館、コミュニティセンター、自治会館、集会所 教会、小学校（空き教室）、個人宅、公園等
お世話人等	地区部会役員・福祉活動推進員・ボランティア
参加費（1回当り）	無料～500円
実施時間	2時間以上
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・茶話会 ・折り紙 ・合唱 ・クリスマス会 ・将棋 ・健康体操 ・絵手紙 ・グラウンドゴルフ ・輪投げ ・紙芝居 ・講演・・・保健師 ・・・警察署員 ・・・医者 ・・・福祉施設職員 ・手話 ・カラオケ ・映画鑑賞 ・囲碁 ・麻雀 ・幼児・児童との交流 ・手芸 ・花見会 ・編み物
その他	

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、公共の施設等を会場に地域の高齢者とボランティアによる語らいの場であるふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という）で集うことにより、閉じこもりの防止や寝たきり及び認知症の予防を行うとともに、高齢者の仲間づくりと地域福祉活動の推進を目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施にあたっては、地区部会が主体で運営し、これに千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が協力し、事業の推進を図るものとする。

(活動)

第3条 このサロンでは、目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域住民やボランティアとの茶話会を中心とした、交流に関すること
- (2) 健康づくりに関すること
- (3) 趣味やレクリエーションに関すること
- (4) その他目的達成のために必要な活動

(利用対象者)

第4条 この事業は、概ね65歳以上の高齢者を対象者とする。

2 地区部会会長が特に必要と認めた者については、前項の規定に関わらず対象者とすることができる。

(開催回数等)

第5条 サロンの開催回数は、月1回程度で、開催時間は、2時間以上を目安とする。

また、1回の参加人数は、概ね5名以上とする。開催にあたっては、地域の特性等を勘案し実施するものとする。

(サロンの設置場所)

第6条 サロンの開催場所は、対象者が歩いて参加できる範囲の公共施設や集会所等とする。

(助成金)

第7条 サロンの運営に伴う経費の助成金については、サロンを実施する地区部会に対し、運営等に要する経費を助成することにより、サロンの推進と地域福祉活動の向上を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第8条 地区部会が実施する本要領に基づいたサロンを対象とする。

(助成金額)

第9条 サロン1ヶ所につき1、500円を助成するものとし、1月1回を限度とする。

2 助成にあたっては、他の助成金申請と併用できないものとする。

(助成基準)

第10条 助成の基準となる内容は、会場借上げ料・茶菓子代等・消耗品代等の一部とする。

(助成金申請及び請求)

第11条 助成金の交付を受けようとする地区部会は、千葉市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という）に「ふれあい・いきいきサロン事業助成金申請及び請求書」（別紙様式）を実績に基づき3ヶ月ごとに申請をしなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

【千葉県千葉市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・子育てサロン事業
運営主体	千葉市社会福祉協議会
実施主体	地区部会（地区社協）
サロン数	65ヶ所
実施回数	月1回～週1回
実施場所	公民館、コミュニティセンター、自治会館、集会所 小学校（空き教室）、公園等
お世話人等	地区部会役員、福祉活動推進員、ボランティア
参加費（1回当り）	無料～100円
実施時間	2時間以上
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none">・茶話会・歌・本の読み聞かせ・工作・身体測定・人形劇・ボール遊び・紙芝居・講演・・・保健師・手遊び・育児相談・おやつ作り・紙芝居・体操・砂場遊び・クリスマス会
その他	

ふれあい・子育てサロン事業実施要領

（目 的）

第1条 この事業は、公共の施設等を会場に地域の子育て中の親子とボランティアが自由に語らいが出来る場である、ふれあい・子育てサロン（以下「サロン」という）に集い、情報交換等を通じて、子育て親子の仲間づくりと地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

（事業の実施主体）

第2条 事業の実施にあたっては、地区部会が主体となり、これに千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が協力し、事業の推進を図るものとする。

（活 動）

第3条 このサロンでは、目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域住民やボランティアとの会話を中心とした、交流に関する事
- (2) 子育て中の親子の仲間づくりに関する事
- (3) 育児学習やレクリエーションに関する事
- (4) その他目的達成のために必要な活動

（利用対象者）

第4条 この事業は、乳幼児とその母親を利用対象者とする。

- 2 地区部会会長が特に必要と認めた者については、前項の規定に関わらず対象者としてすることができる。

（開催回数等）

第5条 サロンの開催回数は、月1回程度で、開催時間は、2時間以上を目安とする。

また、1回の参加人数は、概ね5名以上とする。開催にあたっては、地域の特性等を勘案し実施するものとする。

（サロンの設置場所）

第6条 サロンの開催場所は、対象者が歩いて参加できる範囲の公共施設や集会所等とする。

（助成金）

第7条 サロンの運営に伴う経費の助成金については、サロンを実施する地区部会に対し、運営等に要する経費を助成することにより、サロンの推進と地域福祉活動の向上を図ることを目的とする。

（助成対象事業）

第8条 地区部会が実施する本要領に基づいたサロンを対象とする。

（助成金額）

第9条 サロン1ヶ所につき1, 500円を助成するものとし、1月1回を限度とする。

- 2 助成にあたっては、他の助成金申請と併用できないものとする。

（助成基準）

第10条 助成の基準となる内容は、会場借上げ料・茶菓子代等・消耗品代等の一部とする。

(助成金申請及び請求)

第11条 助成金の交付を受けようとする地区部会は、千葉市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に「ふれあい・子育てサロン事業助成金申請及び請求書」（別紙様式）を実績に基づき3ヶ月ごとに申請をしなければならない。

(雑 則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・散歩クラブ事業
運営主体	千葉市社会福祉協議会
実施主体	地区部会（地区社協）
サロン数	40ヶ所
実施回数	年1回～週2回
実施場所	地域全体（主に近隣の公園や安全に散歩ができるコース）
お世話人等	地区部会役員、福祉活動推進員、ボランティア
参加費（1回当り）	無料～100円
実施時間	2時間以上
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策 ・ 地域内の企業訪問
その他	

ふれあい・散歩クラブ事業実施要領

（目的）

第1条 この事業は、地域の高齢者とボランティアが散歩を中心としたふれあい・散歩クラブ（以下「散歩クラブ」という）の活動を実施することにより、閉じこもりの防止や健康保持を行うとともに、高齢者の仲間づくりと地域福祉活動の推進を目的とする。

（事業の実施主体）

第2条 事業の実施にあたっては、地区部会が主体で運営し、これに千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が協力し、事業の推進を図るものとする。

（活動）

第3条 この散歩クラブでは、目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- (1) 地域住民やボランティアとの散歩を中心とした、交流に関すること
- (2) 健康づくりに関すること
- (3) 高齢者の仲間づくりに関すること
- (4) その他目的達成のために必要な活動

（利用対象者）

第4条 この事業は、概ね65歳以上の高齢者を対象者とする。

2 地区部会会長が特に必要と認めた者については、前項の規定に関わらず対象者とすることができる。

（開催回数等）

第5条 散歩クラブの開催回数は、月1回程度で、開催時間は、2時間程度を目安とする。

また、1回の参加人数は、概ね5名以上とする。開催にあたっては、地域の特性等を勘案し実施するものとする。

（散歩クラブの活動範囲等）

第6条 散歩クラブの活動範囲は、対象者の近隣とし、安全の確保に留意する。

（助成金）

第7条 散歩クラブの運営に伴う経費の助成金については、散歩クラブを実施する地区部会に対し、運営等に要する経費を助成することにより、散歩クラブの推進と地域福祉活動の向上を図ることを目的とする。

（助成対象事業）

第8条 地区部会が実施する本要領に基づいた散歩クラブを対象とする。

（助成金額）

第9条 散歩クラブ1ヶ所につき1,000円を助成するものとし、1月1回を限度とする。

2 助成にあたっては、他の助成金申請と併用できないものとする。

（助成基準）

第10条 助成の基準となる内容は、飲料水・消耗品代等の一部とする。

(助成金申請及び請求)

第11条 助成金の交付を受けようとする地区部会は、千葉市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という）に「ふれあい・散歩クラブ事業助成金申請及び請求書」（別紙様式）を実績に基づき3ヶ月ごとに申請をしなければならない。

(雑 則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会地区部会等助成金要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会地区部会設置規程の定めにより設置される地区部会に対し、運営等に要する経費を助成することにより、地域福祉活動の向上を図ることを目的とする。

（助成金の種類）

第2条 助成金は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地区部会運営助成金
- (2) 地区部会未設置地区基盤整備助成金
- (3) 専門別委員会助成金
- (4) 指定事業助成金
- (5) 新規設立助成金
- (6) ふれあい事業助成金

（交付の対象）

第3条 助成金の交付対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地区部会運営助成金は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会会員規程に定める会費を取りまとめて納入した地区部会に対し、その運営に要する経費を助成するものとする。
- (2) 地区部会未設置地区基盤整備助成金は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会会員規程に定める会費を取りまとめて納入した地区部会未設置地区（地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民協」という。））に対し、地区部会設置に伴う基盤整備並びに地域での福祉活動事業の推進に要する経費を助成するものとする。
- (3) 専門別委員会助成金は、別表に定める専門別委員会を会則に規定している地区部会に対し、委員会活動に要する経費を助成するものとする。
- (4) 指定事業助成金は、別表に定める事業を地区部会事業計画により実施した地区部会に対し、事業に要する経費を助成するものとする。
- (5) 新規設立助成金は、新たに地区部会を設立しようとする地区部会設立準備会に対し、地区部会設立に要する経費を助成するものとし、地区部会の分割に伴う設立に要する経費は対象外とする。
- (6) ふれあい事業助成金は、別表に定める事業を地区部会事業計画により実施した地区部会に対し、別に定める要領に適した事業に要した経費として、助成するものとする。

（助成基準）

第4条 助成金の交付の基準は、別表に定めるものとする。

（交付の申請及び請求）

第5条 助成金の交付を受けようとする地区部会及び地区部会未設置地区の代表者は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に、次の各号に掲げる申請区分に従い、それぞれ当該各号に定める申請書、請求書及び別表に記載された資料を提出しなければならない。

- (1) 地区部会運営助成金申請書（様式第1号）
- (2) 地区部会未設置地区基盤整備助成金申請書（様式第2号）
- (3) 専門別委員会助成金申請書（様式第3号）
- (4) 指定事業助成金申請及び請求書（様式第4号）
- (5) 新規設立助成金申請書（様式第5号）
- (6) 地区部会運営助成金請求書（様式第6号）

- (7) 地区部会未設置地区基盤整備助成金請求書（様式第7号）
- (8) 専門別委員会助成金請求書（様式第8号）
- (9) 新規設立助成金請求書（様式第9号）

（交付の決定）

第6条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査した上、交付の可否を決定し、以下により通知するものとする。

- (1) 地区部会助成金交付決定通知書（様式第10号）
- (2) 地区部会助成金交付不決定通知書（様式第11号）

2 第2条(3)、(4)、(5)及び(6)の助成金は、地区部会指定の銀行口座へ交付決定額を振り込むものとする。

（実績報告等）

第7条 第2条(1)、(3)、(4)、(5)及び(6)に記載された助成金の交付を受けた地区部会の代表者は、地区部会会則、当該年度の決算・事業報告、翌年度の予算・事業計画及び役員名簿を地区部会総会終了後速やかに会長に提出しなければならない。

2 第2条(2)の助成金の交付を受けた地区民協は、当該年度の収支決算書を指定された期日までに会長に提出しなければならない。

（返 還）

第8条 会長は、助成金を他の用途に使用した地区部会及び地区部会未設置地区があるときは、助成金の交付を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑 則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

助 成 金 基 準 表

助成金の種類	内容	助成基準	申 請 時 期	添付資料
地区部会 運営助成金	1. 地区部会運営に要する 経費	1. 会費納入額の 70%	4月1日～ 4月15日	
地区部会未設 置地区基盤整 備助成金	1. 地区部会設置に伴う基 盤整備並びに地域での 福祉活動事業の推進に 要する経費	1. 会費納入額の 50%	4月1日～ 4月15日	
専門別委員会 助成金	1. 高齢者福祉委員会活動 に要する経費 2. 児童母子福祉委員会活 動に要する経費 3. 障害者福祉委員会活動 に要する経費 4. ボランティア委員会活 動に要する経費 5. 福祉ネットワーク委員 会活動に要する経費	・年額50,000円	7月1日～ 7月31日	・地区部会会則 ・地区部会予算 書 ・専門別委員会 活動計画書 ・専門別委員会 活動報告書
指定事業 助成金	1. 広報事業に要する経費 2. ボランティア講座開催 事業に要する経費	1. 地区部会だより 等広報紙1回発 行につき 15,000円 2. ボランティア講 座1講座につき 10,000円	随 時	1. 発行した広 報紙 2. ボランティ ア講座開催 案内文及び ボランティ ア講座資料
新規設立 準備金	1. 地区部会設立に要する 経費	1. 1地区 150,000円	随 時	・設立準備委員 会名簿
ふれあい 事業助成金	1. ふれあい・いきいきサ ロンに要する経費 2. ふれあい・子育てサロ ンに要する経費 3. ふれあい・散歩クラブ に要する経費	1及び2 サロン1ヶ所につ き1,500円(1 月1回を限度とす る) 3 クラブ1ヶ所につ き1,000円(1 月1回を限度とす る)	随 時	

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	各種ふれあいサロン活動
運営主体	地区社会福祉協議会及び町会・自治会等
実施主体	地区社会福祉協議会及び町会・自治会等
サロン数	115ヶ所
実施回数	年6回～週5回
実施場所	近隣センター、集会所、公民館、小学校、個人宅、空き店舗等
お世話人等	民生委員児童委員、健康づくり推進員、ボランティア等
参加費（1回当り）	無料～500円程度
実施時間	1時間半～5時間程度
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロンは昼食あり（ボランティアが調理する場合や購入する場合等様々）
サロンメニュー	<p>サロンによって異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶話会 ・歌唱、カラオケ ・レクリエーション ・リハビリ体操 ・季節ごとのイベント ・その他 ・介護予防体操 ・ゲーム ・手芸等の物づくり ・専門職からのお知らせ ・世代間の交流
その他	・サロンによっては年に1度バスハイク等を実施

★【サロンの様子】



※要綱・要領等の作成はありません。

【神奈川県川崎市幸区】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」
運営主体	川崎市幸区社会福祉協議会
実施主体	川崎市幸区社会福祉協議会
サロン数	1ヶ所
実施回数	平日
実施場所	小倉1064-7（小倉の駅舎 陽だまり）
お世話人等	1名
参加費（1回当り）	無料
実施時間	9時～16時
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	なし
その他	福祉パスの販売

★【サロンの様子】



住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」運営委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会が設置した、住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」(以下「陽だまり」という。)は、地域住民が自由に利用し、互いに顔見知りの関係を築き上げることのできる日常的な住民の交流活動を目的とし、その管理・運営を期するため、住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、つぎの各号の団体から推薦された概ね12名の委員をもって構成する。

- (1) 日吉第3地区社会福祉協議会(会長・副会長・会計・事務長)
- (2) 日吉地区町内会連合会
- (3) 小倉中町内会
- (4) 日吉第3地区民生委員児童委員協議会
- (5) 小倉商栄会
- (6) 小倉地区老人クラブ
- (7) 小倉地区子供会育成会
- (8) その他関係機関・団体等から委員長が認めた者

(役員)

第3条 委員会につぎの役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 経理担当 1名

2 役員は、委員の互選とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまで、その職務を行う。

(役員職務)

第5条 委員長は委員会を代表し、会務を統理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(協議事項)

第7条 委員会は次の事項を協議する。

- (1) 陽だまりの運営・管理に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委任)

第8条 この要綱で定めるものの他、委員会運営等に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月18日より施行する。

ただし、第4条1項にかかわらず、初期の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会
住民交流活動拠点「小倉の駅舎 陽だまり」設置規程

(設置目的)

第1条 地域住民が自由に利用し、互いに顔見知りの関係を築き上げることのできる日常的な交流の場となることを目的として設置する。

(名称)

第2条 この住民交流活動拠点の名称は、「小倉の駅舎 陽だまり」（以下「陽だまり」という。）という。

(所在地)

第3条 陽だまりの所在地は、川崎市幸区小倉1064番7に置く。

(事業)

第4条 陽だまりは、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民が自由に利用できる憩いの場の提供
- (2) 乳幼児から高齢者まで、異世代間交流の場の提供
- (3) 講座の開催及び講座開催の為の場の提供
- (4) 作品展示及びフリーマーケット等の場の提供
- (5) 地域の情報発信の場
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(運営委員会)

第5条 陽だまりの適正な運営並びに効果的な事業の実施を図るため運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は平成19年10月18日より施行する。

社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会住民交流活動拠点設置規程

(設置目的)

第1条 住民交流活動拠点は、地域住民が自由に利用し、互いに顔見知りの関係を築き上げることのできる日常的な交流の場の提供を目的として設置する。

(設置場所)

第2条 住民交流活動拠点の設置場所は、地区社会福祉協議会や町内会など関係機関・団体と連携して、地域の状況を調査・研究し、商店街の貸し店舗などを活用するものとする。

2 住民交流活動拠点の設置場所の決定は、本会理事会において行う。

(運営委員会)

第3条 住民交流活動拠点の適正な運営を図るため運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する要綱は、別に定める。

(委 任)

第4条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月4日から施行する。

【神奈川県川崎市多摩区】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい子育てサロン「いちにのさん！」
運営主体	川崎市多摩区社会福祉協議会
実施主体	川崎市多摩区社会福祉協議会
サロン数	1ヶ所
実施回数	毎月第4水曜日（月1回）
実施場所	川崎市立稲田小学校 特別活動室
お世話人等	保育ボランティア「ぼけっと」
参加費（1回当り）	100円
実施時間	10時～12時
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	フリースペースのため当日プログラムはございません。
その他	

平成21年度 ふれあい子育てサロン「いちにのさん！」実施要綱

1. 経緯・目的

平成14年度社会福祉・医療事業団助成事業子育て家庭支援による、「ふれあい・子育てサロン」活動開発のための調査研究事業受託事業として、平成15年2月より実施。

受託終了後の平成16年度から本会事業として継続実施。

未就学児の子育て中の親を対象に、情報交換・悩み・不安の解消を図れる場、安心して集える場の提供を通して、子育て世代における地域のつながり作りの推進、福祉教育も含めた子ども同士の育ちの機会、地域社会の子育て機能の強化を目的としてふれあい子育てサロンを実施する。

2. 日 時 毎月第4水曜日 午前10時～12時 ※学校の指示に従う

3. 会 場 川崎市立稲田小学校 特別活動室または視聴覚室

4. 対 象 乳幼児を子育て中の親子

5. 内 容 親子への遊び場と子育て情報交換の場の提供（自由参加）

6. 主 催 社会福祉法人 川崎市多摩区社会福祉協議会

7. 参加費 100円（保険料、お茶代等）

8. その他 (1) 保育ボランティア「ほけっと」メンバーが運営を行う。但し、子どもの安全管理は保護者が行うものとする。
(2) 必要に応じて関係機関、団体等に協力を依頼する。

【神奈川県横須賀市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地区社会福祉協議会により異なる
運営主体	地区社会福祉協議会
実施主体	地区社会福祉協議会
サロン数	166ヶ所（子育てサロン19ヶ所含む）
実施回数	年1回～週3回
実施場所	町内会自治会館、コミュニティセンター、地区ボランティアセンター、個人宅等
お世話人等	社会福祉推進委員、民生委員児童委員、町内会自治会役員、老人会役員、ボランティア等
参加費（1回当り）	無料～500円
実施時間	1時間半～6時間
昼食（お弁当）	午前から午後に掛けて実施するサロン昼食有（持ち寄り、実費参加者負担等）
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談 ・ お茶とお話 ・ 工作 ・ 将棋 ・ ゲーム ・ 誕生日会 ・ 散策 ・ 血圧測定 ・ 体操 ・ 食事会 ・ 囲碁 ・ 歌 ・ 講話 ・ 情報交換 ・ 料理等
その他	<p>サロン活動を地区社協へ提案した当初（平成13年度）に、基本方針として実施要領を作成した。以降、地区社協ごとに地域に合わせた取り組み方法でサロンを運営・実施している。市社協は、サロン活動の促進として、地区社協への情報提供等を行っている。</p>

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン実施要領

1 実施の背景

これからの福祉社会は、少子高齢社会であり、核家族化も一段とすすみ、深刻化を増しています。

これまでのように、お年寄りの世話が必要なときに、子どもや家族が面倒をみるが大変難しくなってきました。福祉には、直接縁がないと考えてきた人も、これからは誰もが福祉の対象者になっても不思議なことではありません。

一方、お年寄りの多くには、住み慣れた地域に、いつまでも住み続けたいという願望もあります。

この現実を踏まえ、社会保障としての介護保険制度が創設されましたが、しかし、当制度がすべてを解決できるものではありません。

そこで、これらの制度をフォローしたり、願望を具現化するためにも、地域に住む方々がお互いに助け、支え合うという住民参加活動の実践を通して、地域福祉コミュニティの確立が緊急の課題となっています。

2 実施の目的

ふれあい・いきいきサロンは、まさに地域福祉コミュニティづくりの一環として位置づけることができ、地域のお年寄り等が

- ① 介護の世話を受けずに、いつまでも健康な身体で元気でいられる
- ② 家に閉じこもりがちなお年寄りの孤独や孤立を防ぎ
- ③ 地域住民の方々とふれあい活動を通して、いきいきと暮らせるようにする

3 サロンの定義

- ・ おおむね10名から20名程度（または5名から15名程度）のお年寄りが参加できる場所
- ・ お年寄りが歩いていける場所
- ・ 気軽に集まり、くつろげる場所
- ・ 地域住民と参加者とが共同企画で運営していく、楽しい仲間づくりの場所

4 サロン活動の特徴

- ・ 小人数でも行うことができる
- ・ 経費の心配があまりない
- ・ 難しく考えずに割と簡単に取り組める
- ・ 活動の効果が期待できる
- ・ 住民参加活動のひとつとなる
- ・ 活動の継続に意義がある
- ・ プログラムの作成は型にはめずに自由な発想で決められる

5 サロン活動を展開することの効果

- ① 前述の目的が達成できる
- ② 小地域福祉活動（住民参加活動）を地域住民に具体的に示すことができる（地区社協および市社協への理解が深まる）
- ③ 必要な財源にさほどエネルギーをかけずに、最小の経費で最高の効果が期待できる

6 平成13年度取り組みの考え方

- ① ふれあい・いきいきサロン活動は、前述の背景や目的から地区社協の自主的活動として、取り組まれることが最善と考えるものであり、実施にあたっては地区社協関係者各位の深い理解が欠かせないものと考えています。
- ② また、当サロン活動はその趣旨や運営方法を考えたとき、小人数の小地域を単位とした活動を必要と

する場所で展開されていることが望ましく、今後も可能な範囲で順次増やしていくことも視野に入れておこななければならないと考えています。

- ③ しかし、現実には相互の理解と条件整備も必要であり、一気に多数設置という訳にはいかないため、平成13年度については、1地区1カ所（可能な地区については2カ所）の開設を目標にしていきたいと考えています。

なお、次年度（平成14年度）以降については、各地区関係者の意向を十分汲みながら、改めて協議検討をすべきであると考えています。

7 具体的事項の基本的考え方

(1) 実施主体

地区社会福祉協議会が実施主体となり、地区社協活動のひとつとして位置づける。

(2) 運営主体（サロンの企画運営）

地区社協が直接企画運営に関わる方法と、地区内の特定の団体（例：町内会・自治会、ボランティア団体、その他各種団体）に協力を仰ぎ、依頼（委託）する形で行う方法が考えられる。

(3) 実施の時期

平成13年度から実施する。

ただし、実施に際して地区関係者間の協議・調整に時間を要することが予想されるため、実施の可能な時期からとする。

(4) サロンの開設数

各地区社協単位にそれぞれ1カ所の開設を目標とする。

(5) サロンの開催回数

年間を通し、月1回程度または2カ月に1回程度の開催を目標とする。

(6) サロンへの参加対象者

- ア 一人暮らしまたは家族がいても閉じこもりがちな70歳以上（または75歳以上）のお年寄り
- イ サロン会場まで歩いて参加できる人

(7) サロン会場の確保

会場は所定の人数の人が集まれる場所であればよく、特に制限をもうけないこととし、地区の実情にあわせ、決定する。

（例）個人の家、町内会館、公民館、青少年の家、学校（空き教室）、ボランティアセンター等

(8) サロン活動を支える人（支援者）

住民参加、ボランティア精神での支援が望ましく、その理解と協力が得られる方に依頼する。

（例）当該会場周辺の住民、ボランティア登録者、民生委員児童委員、社会福祉推進員、町内会関係者、地域の各種団体関係者等

1回の開催に3～4名の支援者が必要と思われます。

その他、プログラムによっては別途その関係の指導者をお願いすることも出てきます。

(9) サロンで行うプログラム（企画）の内容

お年寄りが集まって、お茶を飲みながら雑談することも運営の一方法になります。

企画はあまり難しく考えないこととし、計画する場合は地区社協または支援者がお年寄りと相談して

希望するものを企画する方法も考えられます。

(10) お年寄りの参加費用

お年寄りが参加しやすいように経費の一部を負担する方法とする。

1回の参加費目安：1人100円～200円

用途はお茶代・お菓子代等に充当する。もし昼食弁当を出す場合は、別途負担金を徴収する。

(11) サロンの運営経費

運営に必要な諸経費は、地区社協が活動費の中から負担する。

(予想される経費) 会場使用料、指導者謝礼、茶菓子代、保険料

(12) 市社協の役割

- ① 実施に向けての各地区との個別協議、相談
- ② 公の会場を確保する場合の側面的支援
- ③ 保険料の一括加入
- ④ 広報紙等による周知活動

(13) 実施に向けた地区の取り組み方法

地区社協役員等関係者間で、趣旨や考え方について理解を深めると同時に、次の点について協議、検討する。

- ア サロン会場の候補について
- イ 運営方法について
- ウ 支援者の協力体制について
- エ 経費、事業計画について
- オ その他

【福井県福井市】

★【サロン情報（平成21年12月21日現在）】

事業名	さわやかサロン
運営主体	福井市社会福祉協議会
実施主体	福井市社会福祉協議会
サロン数	1ヶ所
実施回数	第2木曜日と第4火曜日13時～16時 （祝祭日、年末年始を除く）
実施場所	福井市民福祉会館 地下1階
お世話人等	精神保健福祉ボランティアグループ クレヨン
参加費（1回当り）	無料（ただし、年1回バスハイク時は一部負担）
実施時間	3時間（自由参加、自由交流）
昼食（お弁当）	なし（ただし、バスハイク時はお弁当あり）
サロンメニュー	<p>【主な内容】</p> <p>こころの悩みや不安をもっている方を対象に、精神保健福祉ボランティアグループ クレヨンの協力を得て、『気軽に・無理なく・楽しく』交流しながら、社会との関わりのきっかけづくりを図ることを目的に開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶を飲みながら、おしゃべり ・季節の行事（クリスマス会等） ・折り紙、マイカレンダー作り等の創作活動 ・勉強会（ゴミの分別学習会等） ・レクリエーション ・各種相談
その他	年に1回、バスをチャーターして戸外活動（バーベキュー等）あり。

★【サロンの様子】



精神障害者ボランティア団体支援事業の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市精神障害者ボランティア団体活動支援事業委託契約書ならびに福井市精神障害者ボランティア団体活動支援事業実施要綱に基づいて、福井市の委託事業として実施する精神障害者および家族などへの情報提供などの支援ならびにボランティア活動の育成を図ることによって精神障害者の社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

(事業の運営)

第2条 この事業の運営は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会の事業として、ボランティアグループや関係機関・団体などと連携を取りながら実施するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として市内在住の精神に障害があると認められる者およびその家族とする。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は次に掲げるものとする。

- 1 精神障害者およびその家族、ボランティアによる「つどい」の開催。
- 2 精神障害者が安心して地域生活を送るための方策を考える「学習会・ケース検討会」の開催。
- 3 精神障害者とその家族ならびにボランティア、関係者による「連絡懇談会」の開催。

(つどい)

第5条 「つどい」は、心の悩みや不安を持つ人を対象に、気軽に無理なく楽しく交流しながら社会とのかかわりのきっかけづくりをはかることを目的とし、名称を「さわやかサロン」と称する。

- 2 開催日は、毎月第2木曜日および第4火曜日とし、開催時間は午後1時から4時までとする。
- 3 運営は、精神保健ボランティアグループのメンバーを中心に、利用者の意見も考慮しながら行なうものとする。
- 4 サロンの内容は、おおむね次に掲げるものとする。
 - (1) 話し合い
 - (2) レクリエーションゲーム
 - (3) 福祉相談
 - (4) ボランティア活動
 - (5) その他
- 5 運営に携わる精神保健ボランティアグループに対しては、市社協から予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。
- 6 安全確保のため、全国社会福祉協議会が運営する保険等に加入するものとする。

(学習会)

第6条 「学習会」は、精神保健にたずさわるボランティア団体の資質向上を目的とし、活動に関する知識を高める内容やサロンでの事例の検討などを行なうこととする。

- 2 「学習会」は、予算の範囲内で実施するものとし、必要に応じて講師を招くものとする。

(連絡懇談会)

第7条 「連絡懇談会」は、サロンを利用している精神障害者やその家族、ボランティア、関係者の連携を深めることを目的とし、お互いの情報交換などを行なう。

2 連絡懇談会は、おおむね年2回実施するものとし、必要に応じて講師を招くものとする。

(関係機関との連携)

第8条 市社協は、事業の実施に際し健康福祉センター（保健所）、医療機関、行政機関、その他の団体と密接な連携を保ち、事業の円滑な運営を図るものとする。

(経費)

第9条 この事業の経費は、市社協の経費と利用者から徴収する負担金で賄うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は市社協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	子育てひろば
運営主体	福井市社会福祉協議会
実施主体	福井市社会福祉協議会
サロン数	28ヶ所
実施回数	毎週木曜日（ただし小学校の長期休業中は除く）
実施場所	児童館内プレイルーム、図書室、静養室等
お世話人等	児童厚生員2名 （その他、民生委員や子育てマイスター等のボランティア）
参加費（1回当り）	無料
実施時間	10時～11時30分
昼食（お弁当）	なし（飲食禁止）
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールでの自由遊び ・絵本の読み聞かせ ・手遊び、アンパンマン体操 ・エプロンシアター ・季節に合わせた行事 （ミニプール・クリスマス会、ひなまつり等） ・子育て講座 ・赤ちゃん体操、親子体操教室 ・その他の講座
その他	

★【サロンの様子】



【福井県福井市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	子育て支援室「赤とんぼ」
運営主体	福井市社会福祉協議会
実施主体	福井市社会福祉協議会
サロン数	1ヶ所
実施回数	毎週月曜日から金曜日 242日（H20年度開設日数）
実施場所	福井市清水保健センター内
お世話人等	福井市社会福祉協議会 非常勤職員
参加費（1回当り）	無料
実施時間	10時～15時30分（4～9月は16時まで）
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援室「赤とんぼ」内で自由遊び・季節に合わせた行事 （ミニプール・クリスマス会、ひなまつり等）・親子ふれあい教室・赤ちゃん体操教室・幼児安全教室・交通安全教室・保健師の相談会（月1回）・工作
その他	

★【サロンの様子】



地域子育て支援拠点事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、福井市から受託する地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とし、その運営に必要な事項を定めることとする。

(運営主体)

第2条 事業の運営主体は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）とする。

(実施形態)

第4条 事業の実施形態は、常設のひろばを開設し、子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する「ひろば型」を基本とする。

(名称)

第5条 常設のひろばの名称を子育て支援室「赤とんぼ」（以下「赤とんぼ」という。）とする。

(事業内容)

第6条 赤とんぼにおいては、以下の(1)から(4)に掲げる取組を全て実施するものとする。また、地域の子育て力を高めることを目的とした(5)から(8)に掲げる取組についても、積極的に実施するように努めるものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
子育てに不安や疑問などをもっている子育て親子に対する相談、援助を実施する。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供する。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
子育てに関心がある者や赤とんぼの利用者など、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望するものを対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。
- (5) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組
- (6) 地域の高齢者や異年齢児童等との世代間の交流を継続的に実施する取組
- (7) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組
- (8) 公民館や児童厚生施設等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

(開設日及び時間)

第7条 赤とんぼの開設日及び開設時間は、月曜日から金曜日の午前10時から午後3時30分（4月～9月は午前10時から午後4時）とする。但し、祝日、8月15日及び12月28日から翌年1月4日までの年末年始は除く。

(開設場所)

第8条 赤とんぼの開設場所は、清水保健センター内とする。

(職員等の配置)

第9条 子育て親子の支援に関して意欲のある専任職員を2名以上置くものとする。

- (1) 専任職員には、子育て親子の支援に関して相当の知識と経験豊かな者を配置するものとする。
- (2) 赤とんぼには、専任職員のほかに、子育てに関心のあるボランティアの協力を得るものとする。

2 施設責任者として管理者を置くこととする。

(関係機関との連携)

第10条 事業の実施について、関係機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

(職員等の責務)

第11条 事業に従事する者（協力者としてのボランティアを含む。）は、利用者への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外には用いない。

(費用)

第12条 事業の経費は、福井市からの委託金を充てるものとする。また、必要に応じて、利用者から必要な経費の一部を、徴収するものとする。

(報告)

第13条 会長は所定の報告書により、市長の求めに応じて報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	自治会型デイホーム事業
運営主体	福井市社会福祉協議会（市委託事業）
実施主体	地区社協と協力して開催
サロン数 （平成20年度実績）	市内46地区（小学校単位の51区域ごとに会場を設け合計446会場で開催）・・・1小学校区に3～19会場
実施回数	各地区、月4回以上（小学校単位の51区域単位に、開催）
実施場所	地区内の自治会等の小地域や野外活動（温泉付きの老人福祉センター等）
お世話人等	企画職員（社会福祉士、看護師、事務職員の計3名）、各地区ごとに専任職員1名（51名）、協力ボランティア
参加費（1回当り）	通常は100円（野外活動や会食会は別途負担）
実施時間	午前か午後の3時間程度
昼食（お弁当）	野外活動や会食会の際には昼食あり
サロンメニュー	<p>★転倒骨折予防体操（ふくいゾンドコ体操）</p> <p>★認知症予防メニュー ★健康情報の提供</p> <p>★ティータイム （★マークは必須メニュー）</p> <p>その他、参加者の希望等、地域の実情に応じた活動を実施。 健康体操、健康教室、創作活動、回想法、会食会、野外活動、レクリエーションゲーム、ボランティアセンターからの紹介の演芸ボランティア等、生活に役に立つ情報（防火、防犯、悪徳商法予防、地上デジタル普及教室等）</p>
その他	自治会型デイホームは福井市の老人福祉計画・介護保険事業計画の中の一般高齢者施策として位置付けられ、実施している。（平成12年度から実施、平成18年度に介護予防として位置づけ）各地区の専任職員が出向く以外にも、各地区の協力者が主体となった自主開催としてデイホームを開催している地区もある。

★【サロンの様子】



福井市自治会型デイホーム事業運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福井市自治会型デイホーム事業実施要綱に基づき、福井市から受託する福井市自治会型デイホーム事業（以下「事業」という。）の事業実施につき、必要な事項を定める。この事業は、高齢者等が身近な自治会館等の拠点を利用し、介護予防、生きがい及び健康づくりにつながるカリキュラムを地域の実情に合わせながら実施する。また、専任職員や地域の協力ボランティア等との交流を通じて、孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、高齢者同士及び地域の人々との仲間づくりやふれあいの輪を広げていくことを目的とする。

（事業の運営）

第2条 事業の運営は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の補助事業として、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が実施するものとする。

2 市社協は、事業運営にあたっては、企画職員として、社会福祉士、看護師および事務職員を配置し、さらに、地区ごとに専任職員を配置し、事業を推進するものとする。

（運営委員会の設置）

第3条 事業の円滑な運営を図るため、実施地区社協ごとに運営委員会を設置する。

2 運営委員は地域の支援により事業を展開するため、実施地区社協の役職員、保健・福祉関係者、デイホーム事業協力ボランティア、専任職員等、事業に必要な者で組織するものとする。

（企画職員の業務）

第4条 企画職員は、それぞれの職種の専門性を発揮し、専任職員、協力ボランティア等の育成・指導及び関係機関団体との連携を図りながら業務の推進を行うこととする。

（専任職員の業務）

第5条 専任職員は、実施地区の拠点の状況や利用対象者のニーズを把握し、第10条の事業内容を踏まえて、年間の事業計画を策定し、当該計画に基づき、協力ボランティア、地区社協、関係機関団体との協力により、業務を行うものとする。

2 上記の業務の他、実施地区社協事業の推進にも協力するものとする。

（実施場所）

第6条 事業の実施場所は、実施地区内の公民館、集落センター、小学校の余裕教室、児童館、寺社、保育所等、地域の実情に応じた場所を利用して実施するものとする。

（実施回数等）

第7条 地区社協は、地区の実情を考慮し、利用する施設や利用者の状況により実施回数を決定するが、原則として1回あたり、4時間、概ね週1回以上開催するものとする。ただし、実施場所は固定した1ヶ所と限らず、地区内を移動しても差し支えないこととする。

（対象者）

第8条 この事業の対象者は、概ね65歳以上の在宅の高齢者等とする。

（対象人数）

第9条 対象人数は、1回あたり概ね10人以上とする。

(事業内容)

第10条 事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活機能低下の予防、介護予防の啓発
- (2) 認知症予防
- (3) 話し合い（情報交換）
- (4) 創作・趣味活動
- (5) 健康づくりに関する一次予防と二次予防に関する啓発
- (6) ふれあい活動
- (7) 野外活動
- (8) ボランティア活動
- (9) 技術指導講座
- (10) その他必要と認めるもの

(経費)

第11条 この事業の運営費は、市社協からの補助金と利用者から徴収する負担金等で賄うものとする。

- 2 市社協は、予算の範囲内で事業の実施に係る経費を補助するものとする。
- 3 企画職員及び専任職員の賃金は、市社協で直接支払うものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市社協及び地区社協は、福祉・保健・医療等関係機関や団体との連携を図りながら、事業の円滑な推進を図る。

(他事業とのタイアップ)

第13条 地区社協は、事業の実施にあたり、必要に応じ食事サービス（会食）等、この事業にふさわしい他の事業ともタイアップして実施できるものとする。

(安全の確保)

第14条 この事業の安全の確保をするため、全国社会福祉協議会が運営する保険に加入することとする。

(事業実施計画書及び事業実施報告書等の整備)

第15条 地区社協は、専任職員の協力をえて、対象者、事業内容、経費等を明らかにした事業の諸票等関係書類を整備し、市社協に提出するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、事業の実施は平成12年10月1日からとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

【福井県福井市】

★【サロン情報（平成21年12月21日現在）】

事業名	中央いきいきサロン
運営主体	福井市社会福祉協議会
実施主体	福井市社会福祉協議会
サロン数	1ヶ所
実施回数	毎週金曜日 13時～16時（祝祭日、年末年始を除く）
実施場所	福井市民福祉会館 地下1階
お世話人等	協力員5名（1回あたり2名が当番として対応）
参加費（1回当り）	無料（ただし、年1回バスハイク時は一部負担）
実施時間	3時間（自由参加、自由交流）
昼食（お弁当）	なし（ただし、バスハイク時はお弁当あり）
サロンメニュー	<p>【主な内容】</p> <p>障害の有無にかかわらず、『気軽に・無理なく・楽しく』をモットーに開催。「気軽に話せる仲間が欲しい」「出会いの場が欲しい」等、人とのコミュニケーションを通して楽しい時間をすごしたい方におすすめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶を飲みながら、おしゃべり ・折り紙、マイカレンダー作り等の創作活動 ・季節の行事 スポーツ、クリスマス会等 ・勉強会 ゴミの分別学習会 地上デジタル放送学習会等 ・レクリエーション ・各種相談
その他	年に1回、県内または近県にリフト付き観光バスをチャーターして戸外活動あり。

★【サロンの様子】



中央いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 中央いきいきサロン事業（以下「サロン」という）は、福井市障害者生活支援センターの一事業と位置づけ、地域の障害者や高齢者等を対象に、地域住民との日常的なふれあいを通じて、人との出会いや交流を通じて、心身機能の維持向上を図りながら、仲間づくりやふれあいの輪を広げることを目的とする。

(実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「市社協」とする）とする。

(実施場所)

第3条 サロンは、主として福井市民福祉会館（以下「会館」という）で行うものとし、必要に応じて会館以外で開催するものとする。

(対象者)

第4条 サロンの対象者は、原則として地域の障害者、高齢者等とする。

(開催日)

第5条 サロンは、原則として毎週金曜日の午後1時から4時まで開催するものとする。

(事業内容)

第6条 サロンの内容は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 懇談、情報交換
- (2) 創作活動、レクリエーション、ゲーム
- (3) 野外活動
- (4) 福祉相談
- (5) 健康教室、健康相談
- (6) ボランティア活動
- (7) その他必要な事業

(運営方法)

第7条 サロンは、市社協職員を中心として、協力員やボランティア等の協力を得ながら運営するものとする。
2 市社協は、この事業を円滑に推進するため、福祉・保健・医療等の関係機関団体との連携に努めるものとする。

(経費)

第8条 サロンの運営費は、市社協の経費と利用者から徴収する負担金で賄うものとする。

(安全の確保)

第9条 サロンの安全を確保するために市社協は、全国社会福祉協議会が運営する保険等に加入することとし、その範囲内で補償するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、サロンの実施に関し、必要な事項は市社協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

【長野県長野市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域福祉活動振興事業助成
運営主体	長野市社会福祉協議会
実施主体	各地区社会福祉協議会（30地区）
サロン数	518グループ
実施回数	2,433回
実施場所	未集計
お世話人等	各地区社会福祉協議会、ボランティア
参加費（1回当り）	サロンにより異なる
実施時間	サロンにより異なる
昼食（お弁当）	サロンにより異なる
サロンメニュー	概要、内容は各地区により異なる 実施により1回2,000円の補助（5回が上限） 各地区の申請により年2回にわけて補助金交付
その他	

地域福祉活動振興事業助成金交付要綱

地域福祉活動振興事業助成要綱の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、地域福祉、在宅福祉等の向上を図るため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が行う地域福祉活動振興事業に要する経費に対し予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2 助成金の交付対象となる者は、地区社協の会長又は長野市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が適当と認める団体とする。

（対象事業及び補助率）

第3 助成金の交付対象となる事業は、別表に掲げるものとする。

2 補助率は、助成対象経費の10分の10以内とする。ただし、別表に掲げる金額を限度とする。

（交付の制限）

第4 この助成金は、この助成金以外の補助金等と重複して交付しない。

（助成金の交付申請等）

第5 助成金の申請書は、地域福祉活動振興事業助成金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項に規定する申請書類の提出期限及び提出方法は、市社協会長が別に定める。

（助成事業の内容の変更等）

第6 助成金の内容を変更又は中止しようとするときは、地域福祉活動振興事業変更（中止）申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

（実績報告）

第7 助成事業の実績報告書は、地域福祉活動振興事業実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日とする。

（助成金の交付請求）

第8 助成金の交付請求書は、地域福祉活動振興事業交付請求書（様式第4号）によるものとする。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

別 表

事業 分類	対象事業	助成額	
		限度額	備考（※1）
1 基盤強化事業	(1) 役員研修事業	20,000円	
	(2) 調査研究活動事業	20,000円	
	(3) 地区福祉大会（住民福祉会議）事業	50,000円	
	(4) 地域福祉サービス協力員研修事業	20,000円	
2 当事者 ふれあい事業	(1) 介護者のつどい事業	40,000円	(1)～(5)の内、2事業限度 ※同一事業を2回実施した 場合も2事業とする。
	(2) ひとり暮らし高齢者のつどい事業		
	(3) 介護家族の会等の組織づくりと支援		
	(4) ひとり暮らし高齢者の会の組織づくりと支援		
	(5) その他、当事者のつどいや組織づくり		
3 地域実践活動事業	(1) 福祉推進員活動事業	30,000円	2事業限度
	(2) 男性の料理教室事業	10,000円	6回限度
	(3) きぼうの旅事業	50,000円	
	(4) ふれあい福祉体験事業	20,000円	
	(5) ボランティア講座事業	30,000円	3講座限度
	(6) サロン事業	10,000円	実施グループを単位に助成 (※2)
			1回につき2,000円 (10,000円限度)
	(7) 福祉自動車運行事業	200,000円	共同実施地区は1地区として 算定する。
	(8) 相談事業	20,000円	
	(9) 広報紙発行事業	40,000円	
	(10) ホームページ事業	20,000円	
	(11) 子育て・子育て支援事業	50,000円	
	(12) 世代間交流事業	20,000円	
(13) ご近所の底力推進事業	30,000円	2事業限度	

※1 助成額の備考欄に限度回数の記載のない事業は、1回を限度とする。

※2 助成はサロン事業を除き地区社協を単位とする。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業 (地域支援事業における介護予防事業一般高齢者施策)
運営主体	名古屋市
実施主体	名古屋市社会福祉協議会（市委託事業）
サロン数	144会場（各区8会場※） ※中川・緑区は16会場
実施回数	週1回（6ヶ月間）
実施場所	コミュニティセンター、集会所、小学校、社会福祉施設等
お世話人等	・生きがい活動支援員（各区1名※） ※中川・緑区は2名 ・ボランティア（会場によって異なる）
参加費（1回当り）	無料（材料の実費負担あり）
実施時間	2時間
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	区・会場によって異なる 【主な内容】 ・健康体操 ・手芸・工作・折り紙 ・レクリエーション ・介護予防、栄養と食生活、口腔ケア、認知症、悪徳商法、防災等に関する講話 ・戸外活動 ・その他
その他	・生きがい活動支援員が1日2会場を回り事業を実施。 ・定員を20名とし、超過した場合は抽選を行う。 ・生きがい活動支援員等を対象に連絡会や研修会を実施。

★【サロンの様子】



名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施要綱

（目的）

第1条 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業（以下「事業」という。）は、高齢者を対象とし地域の身近な場所において、地域ボランティアとの協働により健康増進活動及びレクリエーションなどの介護予防活動の普及及び啓発を通じて介護予防への理解を促し、高齢者の自主活動又は地域活動等への参加促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は名古屋市とする。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）とする。

（事業の委託）

第4条 事業の実施を、第12条の規定による参加の取消しの処分を行う場合を除き、社会福祉法人名古屋社会福祉協議会に委託する。

（ボランティアとの協働）

第5条 事業の実施にあたっては、地域のボランティアを積極的に活用するよう努めなければならない。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 介護予防普及啓発事業

- ア 健康増進活動
- イ 介護予防に資するレクリエーション
- ウ その他介護予防に資する活動

(2) 地域介護予防活動支援事業

- ア 自主活動又は地域活動の情報提供
- イ 仲間づくりの機会提供
- ウ 自主活動又は地域活動グループの立ち上げに関する支援
- エ その他介護予防活動に必要な支援

（会場及び定員）

第7条 事業は、地域のコミュニティーセンター、その他事業の実施に適切な会場で実施するものとする。

2 会場は、中学校区あたり1か所以上設置しなければならない。

3 定員は、1会場あたり原則20名とする。

（実施日及び実施時間）

第8条 実施日は、月曜日から金曜日のうち週4日実施するものとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月29日、30日、31日及び社会福祉法人名古屋社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定める日を除く。

2 実施時間は、原則として各会場2時間とし、午前10時から正午まで又は午後1時30分から午後3時30分までとする。

(事業の実施期間)

第9条 事業の実施は、1会場あたり週1回とし、4月から9月まで又は10月から翌年3月までの6ヶ月とする。

(参加の申込及び決定)

第10条 事業に参加しようとする者は、名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加申込書（第1号様式）により、会長に申し込まなければならない。

- 2 事業に参加できる者は原則として事業に参加したことのない者とする。ただし、参加を申し込む者が定員に満たない場合はこの限りでない。
- 3 申込者が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定する。
- 4 会長は、第1項の規定による参加の申込があった場合、申込者に対して名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加者証（第2号様式）を交付する。

(参加の辞退)

第11条 参加者は、この事業への参加を辞退しようとするときは、名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加辞退届（第3号様式）により、会長に届出をしなければならない。

(参加の取消し)

第12条 参加者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は当該参加者の参加を取り消すことができる。

- (1) 事業の実施及び施設の利用等において必要な職員の指示に従わないため、事業の実施に著しい支障をきたすと認められる者。
 - (2) 参加にあたり、公の秩序又は善良の風俗を乱したとき又は乱すおそれがあると認められる者。
- 2 市長は、前項の取消しを行ったときは、名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加取消通知書（第4号様式）により当該参加者に通知する。

(費用負担)

第13条 参加料は原則無料とする。ただし、参加者は事業に伴う材料費等の費用の実費を負担しなければならない。

(備付書類)

第14条 会長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかななければならない。

- (1) 参加者台帳（名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加申込書と兼用）
- (2) 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業参加者名簿（第5号様式）
- (3) 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業相談記録表（第6号様式）
- (4) 事業日誌（第7号様式）

(事業の報告)

第15条 会長は、毎月の実施状況を名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業実施状況報告書（第8号様式）により市長に翌月10日までに報告するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

【愛知県豊橋市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	介護予防サロン
運営主体	豊橋市社会福祉協議会（独自事業）
実施主体	豊橋市社会福祉協議会主催介護予防教室を修了した方
サロン数	12ヶ所
実施回数	原則毎週1回（祝日を除く）
実施場所	総合福祉センター、地域福祉センター、校区市民館等
お世話人等	レクリエーションリーダー（ボランティア）1～5名程度
参加費（1回当り）	無料（内容によって実費徴収）
実施時間	原則1時間半
昼食（お弁当）	なし（企画内容により昼食をはさむ場合は実費）
サロンメニュー	<p>【各サロン共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体操（20分程度） ・口腔ケア体操（10分程度） ・休憩（水分補給） ・参加者の企画によるレクリエーション等 <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム ・折り紙 ・クラフト ・歌唱 ・ダンス ・季節行事 ・料理実習 ・戸外活動 ・脳トレ ・出前講座（交通安全・介護予防等）等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に関眼片足立ちと5m歩行を測定し効果を把握 ・実施内容は各サロンで毎月参加者が話し合って決定

★【サロンの様子】



介護予防サロン実施要領

1. 目的

豊橋市社会福祉協議会主催のレクリエーションを使った介護予防事業「笑って元気！」に参加した高齢者が、事業終了後も体操による筋力維持やレクリエーションによる認知症予防に取り組むと同時に、自主的な運営による生きがいづくりや社会参加促進等を目的に実施する。

2. 実施日時

原則として毎週一回 10:00～11:30又は13:30～15:00（90分）

3. 会場

福祉センター・市民館 等

4. 参加者

- ・「笑って元気！」に参加した方で希望する方
- ・介護予防に取り組みたいという意思を強く持つ概ね65歳以上の方

5. 実施協力

レクリエーションリーダー連絡会

6. 運営方法

参加者が会場予約・申請、実施内容の決定とレクリエーションリーダーとの連絡打ち合わせ、当日の準備等の運営を行い、レクリエーションリーダーがそれをサポートする。

7. 実施内容

- ・筋力維持を目的とした体操と、参加者の話し合いにより決定したレクリエーション等をレクリエーションリーダーが実施する。
 - ① 血圧測定（開始前）
 - ② 体操（20分程度）
 - ③ 口腔ケア体操（10分程度）
 - ④ 水分補給（10分程度）
 - ⑤ レクリエーション（50分程度）
 - ・認知症予防に効果がある文字遊びや数字遊び等のゲーム
 - ・簡単なレクリエーション
 - ・茶話会
 - ・季節行事 等
- ・参加者全員に血圧や体操実施、実施内容の記録、計測の記録をする用紙を配布する。
- ・定期的に開眼片足立ちと5m歩行の計測を実施する。

8. 参加費

無料（ただし保険料年間800円および実施内容による実費負担）

参 考

レクリエーションによる介護予防事業「笑って元気！」実施要綱

1. 目的

介護予防が必要と判断される高齢者を対象に、筋力維持や改善、認知症予防等を目的とした体操やレクリエーションを実施するとともに、仲間やボランティアと交流することによる生きがいつくりや社会参加促進の取り組みとして実施する。

2. 会場

年6会場程度 福祉センター・市民館等

3. 対象

おおむね65歳以上の方

4. 参加費

無 料

5. 実施内容

生活・運動機能測定（スクリーニング）により介護予防への取り組みが望ましいと判断される特定高齢者等を対象に、体操とレクリエーションを使った介護予防教室を実施する。

(1) 生活・運動機能測定会（スクリーニング）

問診と運動機能測定により参加者の生活状況や身体状況を把握し、介護予防への取り組みが望ましい方に「笑って元気！」の案内をする。また「笑って元気！」参加対象外の方には、個別に必要なアドバイスを行う。

- ① 実施者 豊橋市社会福祉協議会地域包括支援センター・ボランティア係
- ② 実施協力 老人クラブ・自治会・民生委員児童委員
- ③ 運営協力 レクリエーションリーダー連絡会
- ④ 実施日程 各会場半日（2時間半～3時間）
- ⑤ 実施内容

・身長体重測定	・血圧測定（既往歴確認）
・問診（チェックリスト）	・開眼片足立ち測定
・5m歩行測定	・結果説明
- ⑥ 定 員 各会場100名程度

(2) レクリエーションを使った介護予防事業「笑って元気！」

生活・運動機能測定（スクリーニング）の結果、介護予防への取り組みが望ましい方を対象に、ボランティア（レクリエーションリーダー）が筋力維持を目的とした簡単な体操や認知症予防等に効果があるゲーム等のレクリエーションによる介護予防を実施。

- ① 実施者 豊橋市社会福祉協議会ボランティア係
- ② 運営協力 レクリエーションリーダー連絡会
- ③ 実施日程 原則週1回90分を全10回
- ④ 実施内容
 - ・初日に事業の目的説明（保健師）
 - ・血圧測定
 - ・筋力維持を主目的とした体操
 - ・口腔ケア体操

- ・身体を動かすレクリエーション
- ・認知症予防を目的としたゲームや歌等のレクリエーション
- ・中間日と最終日に、開眼片足立ち、5m歩行を計測

⑤ 定員各会場20～30名程度

6. 参加者募集方法

- ・老人クラブチラシ配布および参加者とりまとめ依頼
- ・自治会チラシ回覧依頼
- ・民生委員担当地域個別紹介
- ・福祉センター、市民館等チラシ設置

7. 終了後の展開

各会場で、参加者が事業の意義を理解し自発的に運営される介護予防サロンを実施できるよう啓発する。
各サロンはレクリエーションリーダーが運営をサポートする。

【愛知県豊田市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域ふれあい通所事業（地域ふれあいサロン）
運営主体	豊田市社会福祉協議会（市委託事業）
実施主体	自治区民が互助の精神で活動している。
サロン数	229ヶ所
実施回数	主に、毎日、週1回、月1～2回、隔月1回、年2回
実施場所	区民会館、集会所、児童館、個人宅、旧駅舎、お寺等
お世話人等	生きがい活動支援員（15名）、ボランティア、区役員
参加費（1回当り）	無料～100円
実施時間	2時間～6時間程度
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロンは昼食持参、または米1合や昼食代として300円程度を負担
サロンメニュー	サロンによって異なる ・軽体操、健康・リハビリ体操、手芸、折り紙、ゲーム、レクリエーション、茶話会、料理、歌唱・カラオケ、ゲートボール・マレットボール・グランドゴルフ、戸外活動（施設見学・花見・散歩）、健康チェック、健康講話、麻雀、囲碁、将棋、紙芝居、絵手紙、物産販売、里山づくり等
その他	豊田市から社協への委託事業です。社協には、活動の啓発等を図る推進員（2名）と活動をサポートする支援員が15名います。あくまでも実施自治区の自主性を尊重し、自立支援を行っています。また、活動に関しての相談、実施地区からの要請によりマンネリ化対策の支援等も行っています。 なお、社協は人的支援のみで、活動助成金等の金銭的支援は行っていません。

★【サロンの様子】



豊田市地域ふれあい通所事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市地域ふれあい通所事業（以下「地域ふれあい通所事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の活動目的)

第2条 地域ふれあい通所事業は、市内に居住する高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らすために、生きがいづくり、健康づくり、ふれあい活動などを助長することにより、閉じこもり防止、倒れ込み防止など介護予防を図ることを目的に実施する。

2 元気な高齢者が地域ふれあい通所事業の協力員として参加することにより、互助の精神と地域交流、社会貢献の視点からの元気な高齢者の生きがいづくりを推進する。

3 高齢者自身や家庭における自助努力を助長するとともに、すべての住民が『地域に住む高齢者は地域住民の手で支える』互助の共通の意識を持って取り組む。

(活動実施単位および運営主体)

第3条 地域ふれあい通所事業の活動実施単位は、地域住民の主体的な互助活動を基本とし、自治区その他地域住民の有志による組織等、地域を活動範囲とする組織を運営主体とする。ただし、特定の宗教上の組織・団体または営利を目的とする組織・団体は、運営主体となることができないものとする。

(支援体制等)

第4条 市長は、地域において地域ふれあい通所事業の実施・推進を図るために、次のものを派遣する。

- (1) 生きがい活動推進員
- (2) 生きがい活動支援員
- (3) 地域のニーズに応じて必要な人材

2 前項第1号の「生きがい活動推進員」は、地域ふれあい通所事業の啓発・実施、活動の協力員の確保等、地域で実施するための準備、関係機関との連絡・調整業務並びに生きがい活動支援員の研修、指導、援助等を主な職務とする。

3 第1項第2号の「生きがい活動支援員」は、地域ふれあい通所事業を地域で実施するための指導、助言など具体的な企画・実施を図るとともに、地域リーダーの育成等を主な職務とする。

(援助対象者)

第5条 地域ふれあい通所事業の援助対象者は、市内に住所を有するおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱な老夫婦、昼間独居の高齢者等で、老化等による機能低下や閉じこもりがちで日常生活に何らかの援助が必要な者とする。

ただし、活動内容により地域の子ども等を含め、幅広く柔軟に対応する。

(実施内容)

第6条 地域ふれあい通所事業は、地域の実情に応じ、高齢者の身近なところで気軽に立ち寄れる会場（以下「施設等」という。）を確保して、通所により次のとおり実施する。

- (1) 生きがい活動 … 趣味・教養活動、創作活動、世代間交流、高齢者軽スポーツなど
- (2) 日常動作訓練、健康チェック、健康相談
- (3) その他、地域住民による自由な発想と援助対象者のニーズや身体の状況等を基にしたメニュー

2 実施回数及び時間は、当面、週1回以上、1回あたり4時間程度をそれぞれ目標に、地域の実情に応じて弾力的に実施する。

(施設等)

第7条 地域ふれあい通所事業は、次の施設等を利用して実施する。

- (1) 自治区の公民館等の集会施設、憩の家
- (2) その他地域で確保できる事業実施可能な施設、場所

(関係機関との連携等)

第8条 運営主体は、地域ふれあい通所事業の実施にあたって、援助対象者の把握に努めるとともに、自治区や老人クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等地域の関係機関と協力し、相互に連携を保って実施するものとする。

(遵守事項)

第9条 生きがい活動推進員及び生きがい活動支援員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 援助対象者等は、高齢等により心身等の機能が低下しているものであることに配慮し、事故防止には十分注意するなど地域ふれあい通所事業の実施中は、その職務に専念すること。
- (2) 高齢者等の人格を尊重して業務を遂行するとともに、身上及び家庭等活動の中で知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、この規定は遵守すること。
- (3) 運営主体と協力して、円滑な事業推進に努めること。

(業務の委託)

第10条 市長は、第4条第1項で規定する生きがい活動支援員および生きがい活動推進員の確保、研修及び地域への派遣等、地域ふれあい通所事業の地域実施に関する支援業務を社会福祉法人豊田市社会福祉協議会に委託する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	健康すこやか学級
運営主体	各区社会福祉協議会
実施主体	市社協・各区社協
サロン数	178ヶ所
実施回数	3,553回
実施場所	各小学校空き教室等
お世話人等	各学区社会福祉協議会
参加費（1回当り）	サロンにより異なる
実施時間	2時間～4時間程度
昼食（お弁当）	サロンにより異なる
サロンメニュー	全地域で個別のメニューを実施 サロンにより異なる
その他	

京都市健康すこやか学級事業実施要綱

(趣旨等)

第1条 この要綱は、京都市健康すこやか学級事業により提供されるサービス（以下「健康すこやか学級」という。）の利用に係る手続に関する事項その他この事業の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、本市の区域内に居住する自立認定者等について、第5条に規定するサービスを提供することにより、高齢者の社会参加の促進及び介護予防に関する意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において自立認定者等とは、介護保険法第27条第9項の規定又は同法第32条第8項の規定による通知を受けた65歳以上の者及びそれと同等の状態であると認められる概ね65歳以上の者等をいう。

2 この要綱において介護予防とは、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態になることの予防又は軽減若しくは悪化の防止をいう。

(対象者)

第4条 健康すこやか学級を利用することができる者は、自立認定者等（本市の区域内に居住地を有する者に限る。）とする。

(サービスの内容)

第5条 健康すこやか学級においては、介護予防に関する知識の普及・促進を目的とした講座等の開催、介護予防に資する軽易な運動、レクリエーション、健康状態の確認及びその他市長が必要と認めるサービスを提供するものとする。

(サービスの提供方法等)

第6条 前条に規定するサービスを実施する場所は、学校の空き教室その他市長が指定する施設（以下「施設」という。）とし、1日につき概ね2時間程度、1の施設において月1回程度実施するものとする。

(利用の申込等)

第7条 健康すこやか学級を利用しようとする者は、そのつど第10条の規定に基づき本市の委託を受けて当該サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）に対して、当該サービスの利用を申し込むものとする。

2 サービス提供者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その利用を拒んではならない。

- (1) 前項の規定による申込を行った者が他の利用者に著しい迷惑を及ぼすことが明白であるとき。
- (2) 前項の規定による申込の時に、既に施設の利用定員を超えているとき。

(利用者の負担)

第8条 健康すこやか学級を利用した者は、当該サービスにおいて食事が提供されたとき、その他第5条に規定するサービス以外のサービスの提供を受けたときは、それらに要した費用の実費に相当する金額をそのつどサービス提供者に支払わなければならない。

(申込者等の義務)

第9条 健康すこやか学級を利用する者は、サービス提供者の指示に従わなければならない。

(サービス提供の委託)

第10条 市長は、本事業におけるサービスの提供の一部又は全部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託するものとする。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

【大阪府堺市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域のつながりハート事業 －堺市小地域ネットワーク活動推進事業－
運営主体	堺市社会福祉協議会
実施主体	校区福祉委員会
サロン数	223ヶ所
実施回数	月1回～毎日（サロンにより異なる）
実施場所	地域会館、自治会館、自治会集会所、小学校等
お世話人等	福祉委員、ボランティア、民生委員児童委員等
参加費（1回当り）	無料～300円（材料費等）
実施時間	1時間半～2時間
昼食（お弁当）	サロンにより異なる
サロンメニュー	<p>【主な内容】※サロンにより異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操 ・リハビリ体操 ・手芸・折り紙 ・レクリエーション ・ゲーム ・茶話会 ・カラオケ ・健康チェック ・血圧測定 ・介護予防 ・認知症予防に関する講話 ・保育園児や小学生との交流 ・誕生日会 ・食事会 ・各種季節行事 ・映画鑑賞 ・演芸 ・ディスコン ・グランドゴルフ等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりハート事業の1つの活動メニューとして実施（92校区福祉委員会）。 ・在宅介護支援センターや保健センター等の専門機関との連携により実施。

★【サロンの様子】



社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）
実施要綱

制 定：平成17年4月1日

最近改正：平成21年4月1日

（目 的）

第1条 この事業は、校区福祉委員会を基盤に、地域の高齢者、障害者（児）、および子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して地域生活ができるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を、自治会や民生委員児童委員会等の地域各種団体との協働により、計画的に推進することを目的とする。

（推進母体及び実施主体）

第2条 この事業の推進母体、実施主体は次のとおりとする。

- (1) 推進母体：社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
- (2) 実施主体：校区福祉委員会

但し、校区ボランティアビューローの実施主体は、本要綱別表のとおりとする。

（事業対象）

第3条 この事業の対象は、堺市内において、地域の高齢者、障害者（児）及び子育て中の親子等、自立生活を行う上において、支援を必要とする人々が地域の中で安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進を図る校区福祉委員会活動とする。

（校区福祉委員会の活動内容）

第4条 指定を受けた校区福祉委員会は、この事業を推進するために、次の活動を実施する。

- (1) 個別援助活動
- (2) グループ援助活動
- (3) 校区ボランティアビューローの設置・運営
- (4) お元気ですか訪問活動
- (5) 校区福祉委員会活動

2 活動の詳細については別表に定める。

（協議会の役割）

第5条 協議会は、この事業を推進するために、次の役割を遂行する。

- (1) 関係資料の作成や情報の提供。
- (2) 校区福祉委員会への研修会や活動交流会、事業説明会等の実施。
- (3) 市民への広報・啓発。
- (4) その他、必要な事項。

（活動補助金の交付）

第6条 協議会は、校区福祉委員会に対し補助金を交付する。

2 補助金については別に定める。

（事業の中止等）

第7条 校区がその年度内に、申請した事業を中止または延期した場合は、協議会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(紛議の解決)

第8条 この事業の実施期間中、紛議が生じた場合は、協議会と校区福祉委員会は、誠意をもって協議し解決する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、堺市校区福祉委員会連合協議会の意見を聞いて協議会会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(指定校区の経過措置)

2 初年度の事業の対象は、平成11年度及び12年度から大阪府小地域ネットワーク活動推進事業の指定を受けている校区福祉委員会とする（未指定校区を含む）。

3 平成13年度以降に指定を受けた校区福祉委員会は、5年間の指定が終了するまで、平成11年4月1日制定（最近改正平成15年7月11日）の「小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱」に基づき事業を実施し、指定が終了した時点で本事業の対象とする。

4 美原区域の校区福祉委員会は、区域内の全ての校区福祉委員会が5年間の指定が終了するまで、平成11年4月1日制定（最近改正平成15年7月11日）の「小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱」に基づき事業を実施し、指定が終了した時点で本事業の対象とする。

(関係要綱等の廃止)

5 この要綱の施行に伴い、平成元年4月1日制定の「校区在宅ボランティア養成事業推進要綱」「校区在宅ボランティア養成事業補助金交付要綱」及び平成8年4月1日制定の「在宅福祉サービス活動推進事業実施要綱」を廃止する。

附 則

(関係要綱等の廃止)

1 平成18年度末をもって本事業の指定に関する経過措置が終了したことに伴い、平成11年4月1日制定（最近改正平成17年4月1日）の「大阪府小地域ネットワーク活動推進事業実施要綱」及び「大阪府小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱」を廃止する。

2 平成20年度より「校区ボランティアビューロー」が本事業に統合したことに伴い、平成19年4月1日制定の「校区ボランティアビューロー設置推進事業実施要綱」及び「校区ボランティアビューロー設置推進事業補助金交付要綱」を廃止する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

(1) 地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）	
<p>①個別援助活動</p> <p>次の活動の中から、概ね週2回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見守り・声かけ訪問活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者や高齢世帯、障害者、子育て中の親等支援を必要とする人に対する見守り、安否確認、声かけ訪問活動。 ○配食活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者等食事の用意が困難な人を定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行う。 ○家事援助活動 <ul style="list-style-type: none"> ・食事づくり、買い物、掃除、洗濯、つくろい、布団干し、代筆、郵便物の投函等の簡易な援助活動。 ○外出援助活動 <ul style="list-style-type: none"> ・散歩や買い物、病院等の外出時の付き添いなど。 ○軽作業援助活動 <ul style="list-style-type: none"> ・棚や手摺の取り付け等の簡単な大工仕事や草刈りなどの軽作業。 ○介護・介助活動 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者への簡単な身の回りの世話、清拭、洗髪、外出介助等。 ・介護している家族への援助、留守番、買い物等。 ○その他の個別援助活動 	
<p>②グループ援助活動</p> <p>次の活動の中から、概ね月2回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いきいきサロン活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域会館等地域の拠点に、高齢者や障害者等が集まり、レクリエーションや茶話を通して、ふれあい交流を図る。 ○子育て支援（サロン）活動 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子等が集まり、ボランティアとともに遊びを通じて子どもの成長について学ぶ。また、子育てについての交流活動、相談活動などを行う。 ○ふれあい食事会 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの協力により、ともに食事をすることで、高齢者、障害者等が地域住民とのふれあい交流を図る。 ○地域リハビリ活動 <ul style="list-style-type: none"> ・保健師等の専門スタッフの指導とボランティアの協力による小地域でのリハビリ活動。専門のスタッフが用意したプログラムが中心となるが、参加者の送迎や会場の下準備等、運営を支えながら交流を図る。 ○世代間交流活動（子どもとのふれあい交流） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と子どもが歌やゲームを通して交流したり、高齢者から、昔の遊びを教わったり、戦争体験や昔の生活の様子を聞く等の活動。 ○ふれあい喫茶活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者や障害者、子育て中の親等が、地域会館等に気軽に立ち寄り、ふれあい交流を図る。プログラムの設定は特に行わず、交流の場の設定とお茶の準備等を行い、地域の集いの場・お話の場とする。 ○その他のグループ援助活動 <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外で、校区福祉委員会が主催する集団型援助活動。 	

	<p>③校区ボランティアビューローの設置・運営 小学校区単位に地域住民にとって身近な「交流」「情報」「相談」の拠点となる校区ボランティアビューローを設置し、次の事業を概ね週1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施主体：校区福祉委員会、校区自治連合会、校区民生委員児童委員会 2) 活動内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 交流コーナーの開設 地域住民が交流できる場の提供 ② 情報コーナーの開設 情報ラックや掲示ボード等を活用した情報提供 ③ 相談コーナーの開設 ボランティアや民生委員児童委員等の協力を得た定期的な相談窓口
	<p>④お元気ですか訪問活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 活動内容 (対象) 一人暮らし高齢者等、近隣での見守りが必要と思われる方 (人数) 年度当初25名以上 (内容) ・月1～4回程度の訪問 ・概ね月1回の情報交換会
	<p>⑤校区福祉委員会活動 次の活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民に対する広報・啓発活動 ・校区福祉委員会が機関紙、ちらし等を配布することにより、地域住民に地域活動の周知を図る。 ○研修・学習活動 ・活動の担い手となるボランティアの募集や育成等を実施するとともに、活動計画づくりに取り組む。 ○連絡・調整活動 ・「小地域ネットワーク推進会議」を、校区福祉委員会役員会や定例会の中で設置し、事業推進に向けて各関係機関・団体の連絡調整を行う。 ○活動計画作成活動 ○その他の活動

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）
補助金交付要綱

制 定：平成17年4月1日

最近改正：平成21年4月1日

（目 的）

第1条 この要綱は社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）「地域のつながりハート事業実施要綱」第6条に基づき、同事業補助金の交付について必要な事項を定める。

（補助金の交付対象）

第2条 補助金の交付対象は「地域のつながりハート事業実施要綱」に基づき校区福祉委員会が実施する同要綱別表に定める地域のつながりハート事業（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、本要綱別表に定める補助基準額の合計と補助事業にかかる実支出額の合計のいずれか少ないほうの額とする。

（補助金の申請）

第4条 この事業の補助金交付申請は、別紙様式により毎年4月30日までに校区福祉委員会が協議会会長に提出するものとする。

2 申請に必要な書類は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 地域のつながりハート事業 補助金交付申請書 | （別紙様式1号） |
| (2) 地域のつながりハート事業 事業実施計画書 | （別紙様式2号） |
| 校区福祉委員会活動計画書 | （別紙様式2号－副表） |
| (3) 地域のつながりハート事業 収支予算書 | （別紙様式3号） |
| (4) 校区福祉委員会役員名簿、ネットワーク推進委員名簿 | （別紙様式4号） |
| (5) 地域のつながりハート事業 補助金交付請求書 | （別紙様式5号） |
| (6) 地域のつながりハート事業 補助金口座振込依頼書 | （別紙様式6号） |
| (7) 備品購入計画書 | （別紙様式7号） |

（補助金の交付の決定）

第5条 協議会会長は、補助金の交付の申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、不備がなければ、補助金の交付の決定をするものとする。

2 協議会会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金交付の条件）

第6条 この事業の補助金交付の条件として、校区福祉委員会に次の順守事項を定める。

- (1) 補助金は本要綱別表に記載の補助金対象経費以外に使用してはならない。
- (2) 補助金の全額または一部を執行しなかったときは、補助金の全額または一部を返還しなければならない。
- (3) 補助金の算定基礎となるグループ援助活動及び校区ボランティアビューローの実施回数が、申請時より減った場合、計算式により算出した補助金は返還しなければならない。
- (4) この事業に関わる収入および支出を明らかにした現金出納簿等を備え、当該収入および支出について証拠書類（領収書等）を5年間保管しなければならない。
- (5) この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、その効果的

な運営を図らなければならない。

(補助金の交付の決定等の通知)

第7条 協議会会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 協議会会長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を申請者に連絡するものとする。

(補助金の交付)

第8条 校区福祉委員会は、第7条第1項の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第5号)に補助金交付決定通知書の写しを添えて、協議会会長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

2 協議会会長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を概算払いにより交付するものとする。

(校区福祉委員会の義務)

第9条 校区福祉委員会は、法令(これに基づく命令を含む。)の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(状況報告)

第10条 校区福祉委員会は、協議会会長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について、協議会会長に報告しなければならない。

(補助金実績報告)

第11条 校区福祉委員会は、補助事業が完了した日から30日以内に、別紙様式により事業実績報告を協議会会長に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 地域のつながりハート事業 補助金実績報告書 | (別紙様式9号) |
| (2) 地域のつながりハート事業 事業実績報告書 | (別紙様式10号) |
| 校区福祉委員会活動実施状況報告書 | (別紙様式10号-副表) |
| (3) 地域のつながりハート事業 収支報告書 | (別紙様式11号) |
| (4) 地域のつながりハート事業 補助金精算書 | (別紙様式12号) |
| (5) 校区福祉委員会役員名簿、ネットワーク推進委員名簿 | (別紙様式13号) |
| (6) 備品購入計画書(変更届) | (別紙様式14号) |

2 校区福祉委員会は、前項の規定による実績報告に、この事業に関わる収入および支出を明らかにした現金出納簿等の写しを提出しなければならない。

(補助金の精算)

第12条 校区福祉委員会は、概算払いにより補助金の交付を受けたときは、第11条の規定により実績報告を行う際に、補助金精算書(様式第12号)を提出しなければならない。

2 協議会会長は、前項の精算書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返納を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 協議会会長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 協議会会長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに補助金確定通知書（様式第15号）により、校区福祉委員会に通知するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、堺市校区福祉委員会連合協議会の意見を聞いて協議会会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この事業の補助金が交付されている校区は、当該年度に「校区福祉委員会事業助成金」を重複交付しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 校区ボランティアビューローに関し、初年度実施校区は年度途中からの活動実施のため、運営経費及び実施回数については本要綱別表に記載する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

対象事業	事業概要	活動メニュー	補助基準額	対象経費
<p>地域のつながりハート事業 (堺市小地域ネットワーク活動推進事業)</p>	<p>校区福祉委員会が主体となって、地域住民等の協力を得て実施する活動</p>	<p>①個別援助活動(概ね週2回以上) ○見守り・声かけ訪問活動 ○配食活動 ○家事援助活動 ○外出支援活動 ○軽作業援助活動 ○介護・介助活動 ○その他の個別援助活動</p> <p>②グループ援助活動・基本活動(年24回) ○いきいきサロン活動 ○子育てサロン活動 ○ふれあい食事会 ○地域リハビリ活動 ○ふれあい喫茶活動 ○その他のグループ援助活動</p> <p>③校区福祉委員会活動 ○地域住民に対する広報・啓発活動 ○研修・学習活動 ○連絡・調整活動</p> <p>④グループ援助活動・充実活動 ②のグループ援助活動で、年24回実施する活動以外の活動</p>	<p>校区福祉委員会 1ヶ所あたり</p> <p>①基本額 年額350,000円</p> <p>②グループ援助加算額 5,000円×実施回数 ただし、 年額250,000円を限度とする</p>	<p>事業を実施するために必要な全ての経費とする。</p> <p>ただし、次に掲げる経費を除く。 (対象外経費) ・助成金 ・慶弔費 ・繰越金</p>

		<p>⑤校区ボランティア基本運営活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交流コーナーの開設運営 ○情報コーナーの開設運営 ○相談コーナーの開設運営 (年間基本回数) <p>4月開始 年間概ね50回開催</p> <p>5月開始 年間概ね44回開催</p>	<p>③校区ボランティア基本額</p> <p>年額50,000円</p> <p>年額44,000円</p>
	<p>⑥校区ボランティア充実運営活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○⑤の活動回数(年間基本回数)を超えて開催する活動 	<p>④校区ボランティア加算額</p> <p>1,000円×実施回数</p> <p>ただし、⑤⑥の合計について年額100,000円を限度とする</p>	
	<p>⑦校区ボランティア設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア設置に係る初年度経費 	<p>⑤校区ボランティア設置費</p> <p>上限100,000円</p> <p>ただし、1回限り</p>	
	<p>⑧お元気ですか訪問活動</p>	<p>⑥基本額</p> <p>年額200,000円</p>	
	<p>⑨お元気ですか訪問活動・初年度加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お元気ですか訪問活動開始に係る初年度経費 	<p>⑦初年度加算</p> <p>年額100,000円</p> <p>ただし、1回限り</p>	

【兵庫県姫路市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	社協支部選択事業（ふれあいサロン事業）
運営主体	姫路市社会福祉協議会（共同募金配分金事業）
実施主体	小地域（概ね小学校区単位）の住民で組織された社協支部（地区社協）71支部
サロン数	39ヶ所
実施回数	月1回程度
実施場所	公民館、集会所、市民センター、JA等
お世話人等	社協支部ボランティア
参加費（1回当り）	100円～300円程度
実施時間	2時間～5時間程度
昼食（お弁当）	サロンにより異なる
サロンメニュー	サロンにより異なる 【主な内容】 ・ふれあい喫茶 ・囲碁・将棋
その他	社協支部選択事業のメニューの1つであり、誰もが気軽に参加し、地域住民同士のコミュニケーションが円滑に進むよう、地域の居場所づくりをすることを目的としています。

★【サロンの様子】



★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	社協支部選択事業（高齢者の集い事業）
運営主体	姫路市社会福祉協議会（共同募金配分金事業）
実施主体	小地域（概ね小学校区単位）の住民で組織された社協支部（地区社協）71支部
サロン数	26ヶ所
実施回数	年1回～月2回程度
実施場所	公民館、集会所、市民センター等
お世話人等	社協支部ボランティア
参加費（1回当り）	無料
実施時間	1時間～5時間程度
昼食（お弁当）	社協支部基本事業と併せて開催する場合は、昼食有り
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操 ・茶話会 ・手芸作品づくり ・カラオケ ・レクリエーション・ゲーム ・季節に合わせてお花見、クリスマス会、ハイキング等 ・その他
その他	社協支部選択事業のメニューの1つであり、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や施設入所者等と支部ボランティアが一堂に会し、レクリエーションを行いふれあいを高め、孤独感の解消・生きがいの高揚を図ることを目的としています。

★【サロンの様子】



【兵庫県姫路市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	社協支部基本事業（ふれあい食事サービス事業）
運営主体	姫路市社会福祉協議会（市委託事業）
実施主体	小地域（概ね小学校区単位）の住民で組織された社協支部（地区社協）71支部
サロン数	50ヶ所（会食）、21ヶ所（配食）
実施回数	月1回～週1回程度
実施場所	公民館、集会所、市民センター等
お世話人等	社協支部ボランティア
参加費（1回当たり）	100円～200円
実施時間	1時間～2時間程度
昼食（お弁当）	昼食有り
サロンメニュー	【主な内容】 ボランティアの調理弁当や業者弁当、会食や配食といった、地域の状況に応じた方法で実施しています。
その他	社協支部基本事業の一つであり、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、食事を通して地域住民同士のふれあいを高めることを目的に実施しています。

★【サロンの様子】



★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	社協支部基本事業（子育て支援事業）
運営主体	姫路市社会福祉協議会（共同募金配分金事業）
実施主体	小地域（概ね小学校区単位）の住民で組織された社協支部（地区社協）71支部
サロン数	38ヶ所
実施回数	月1回～週1回程度
実施場所	公民館、集会所、市民センター、保育園、幼稚園等
お世話人等	社協支部ボランティア
参加費（1回当り）	無料～100円程度
実施時間	1時間～3時間程度
昼食（お弁当）	昼食有り
サロンメニュー	<p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歌あそび ・親子ふれあい体操 ・プール遊び ・新聞紙遊び ・リトミック ・食育 ・季節行事 ・その他
その他	社協支部基本事業の一つであり、小学校就学前の児童とその保護者を対象に、地域で気軽に集える場を提供することにより、ふれあいを高め、育児ストレスや孤独感の解消、生きがいの高揚を図ることを目的に実施しています。

★【サロンの様子】



【兵庫県姫路市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	社協支部選択事業（世代間交流事業）
運営主体	姫路市社会福祉協議会（共同募金配分金事業）
実施主体	小地域（概ね小学校区単位）の住民で組織された社協支部（地区社協）71支部
サロン数	35ヶ所
実施回数	年1回～年5回程度
実施場所	公民館、集会所、市民センター、幼稚園、小学校等
お世話人等	社協支部ボランティア
参加費（1回当り）	無料
実施時間	1時間～5時間程度
昼食（お弁当）	社協支部基本事業と併せて開催する場合は、昼食有り
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食会 ・茶話会 ・カラオケ ・レクリエーション・ゲーム ・季節に合わせてお花見、クリスマス会、もちつき等 ・その他
その他	社協支部選択事業のメニューの1つであり、高齢者と児童、支部ボランティアが一堂に会し、世代間の交流を行いふれあいを高め、生きがいの高揚を図ることを目的に実施しています。

★【サロンの様子】



姫路市社会福祉協議会支部基本事業実施要綱（抄）

第2章 ふれあい食事サービス事業

（目的）

第3条 ふれあい食事サービス事業は、次条に規定する対象者に対し、給食を届けたり、一堂に会して食事をする場を提供することにより、食生活の改善を図るほか、地域の人とのふれあいを持つことにより、孤独感を取り除き、生きがいの高揚を図ることを目的とする。

（対象者）

第4条 ふれあい食事サービス事業の対象者は、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの高齢者及びこれに準じると認められる者とする。

（事業の実施）

第5条 ふれあい食事サービス事業の実施は、次のとおりとする。

- (1) 原則として小学校区を実施単位とし、事業実施回数は概ね週1回を目途として、当該校区内のボランティアの協力を得て実施する。
- (2) 給食は、昼食とし、会食又は配食方式により実施し、賄材料の購入、調理、配膳、配食等はボランティアにおいて実施する。なお、給食内容は、栄養士等専門家の意見を聞き、利用者に適した内容を常に心掛けるとともに保健所との連携を保ち、衛生面での配慮を怠らないものとする。

（助成）

第6条 ふれあい食事サービス事業の助成の対象は、次のとおりとする。

- (1) 賄材料費
- (2) 消耗品費及び備品費
- (3) 借上料
- (4) 光熱水費
- (5) 運搬費
- (6) 報償費

2 助成の基準等は、別表に掲げるとおりとする。

（助成の申請）

第7条 前条に規定する助成を受けようとする支部は、次の書類を添えて姫路市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ申請しなければならない。

- (1) ふれあい食事サービス事業助成金申請書（様式第1号-1）
- (2) ふれあい食事サービス事業実施計画書（様式第1号-2）
- (3) ふれあい食事サービス事業収入支出予算書（様式第1号-3）
- (4) ふれあい食事サービス事業対象者名簿（様式第1号-4）
- (5) ふれあい食事サービス事業ボランティア名簿（様式第1号-5）

（助成の決定・交付）

第8条 前条の申請等を受けた市社協は、支部が提出した助成金申請書の内容を審査した上で助成額を決定し、振込通知書により市社協支部へ通知する。

2 助成は事業の実績食数によりその年度の助成額を決定する。

3 助成金は年3回に分けて交付し、1回目、2回目は概算請求に基づき、3回目は精算請求に基づき交付する。

（事業実績報告等）

第9条 助成を受けた支部は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) ふれあい食事サービス事業記録票（様式第1号-6）にあつては毎月
- (2) ふれあい食事サービス事業実績内訳書（様式第1号-7）にあつては年度終了後2週間以内
- (3) ふれあい食事サービス事業収支決算書（様式第1号-8）にあつては支部総会終了後すみやかに提出する。

姫路市社会福祉協議会支部基本事業実施要綱（抄）

第4章 子育て支援事業

（目的）

第17条 子育て支援事業は、次条に規定する対象者に対し、地域で気軽に集える場を提供することにより、ふれあいを高め、育児ストレスや孤独感の解消、生きがいの高揚を図ることを目的とする。

（対象者）

第18条 子育て支援事業の対象者は、市内に居住する小学校就学前の児童（以下「児童」という。）とその保護者、及びこれに準じると認められる者とする。

（事業の実施）

第19条 子育て支援事業の実施は、概ね月1回程度の実施とし、対象者が気軽に集える「場」を設けるものとする。

2 前項に規定する「場」には、次の機会を提供するように努めなければならない。

- (1) 季節行事やレクリエーションなど親子が楽しめる機会
- (2) 子育てについての研修や相談の機会

（助成）

第20条 子育て支援事業の助成額は、次の各号を合わせた額とする。ただし、開催1回の助成額は1万円を上限とし、その年度の合計額は12万円を上限とする。

- (1) 基本額は、開催1回につき5千円とする。
- (2) 人数割は、参加児童1人につき50円を乗じた額とする。ただし、保育園児又は幼稚園児が保育又は教育の一環として参加する場合は、人数割の人数に加えない。

（助成の申請）

第21条 前項に規定する助成を受けようとする支部は、次の書類を添えて市社協へ申請しなければならない。

- (1) 子育て支援事業助成金申請書（様式第3号-1）
- (2) 子育て支援事業実施計画書（様式第3号-2）
- (3) 子育て支援事業ボランティア名簿（様式第3号-3）
- (4) 子育て支援事業実績報告書（様式第3号-4）

（助成の決定・交付）

第22条 前条の申請を受けた市社協は、社協支部が提出した助成金申請書の内容を審査した上で助成額を決定し、振込通知書により支部へ通知する。

2 助成額は事業の実績により助成額を決定する。

別表（第6条関係）

ふれあい食事サービス事業助成基準

助成区分	交付基準額		付 記
賄材料費	315円		参加した対象者（以下「対象者」という。）1人に対して助成
	315円		ボランティアが調理しない会食の場合、対象者4人につきボランティア1人の割合で助成
	525円		ボランティアが調理する場合、対象者4人につきボランティア1人の割合で助成
消耗品及び備品費 （一年度につき）	基本額 30,000円		消耗品や備品購入のため助成。 食数割として、予算の範囲内で、対象者の延食数の実績により別に交付することができる。
借上料 （1回につき）	福祉施設	2,000円	校区内の福祉施設を借り上げる場合
	その他の施設	実費	
光熱水費 （1回につき）	20人まで	1,000円	ボランティアが調理する場合に限る。 （公民館、市民センター等を利用する場合は除く）
	20人を超える場合の加算	1人につき 50円	
運搬費 （1回につき）	800円		ボランティアが配送する場合
報償費 （1回につき）	5,000円		栄養士謝礼

社会福祉法人姫路市社会福祉協議会 社協支部選択事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姫路市社会福祉協議会支部（以下「支部」という。）が実施する支部選択事業に対して助成し、支部活動を通じて地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(事業及び助成金)

第2条 助成の対象となる社協支部選択事業及び助成金は、次のとおりとする。

名 称	助成金
世代間交流事業	1回あたり2万円（支部基本事業とあわせて実施した場合は1万円。）若しくは実経費のいずれか低い額を限度とする。
高齢者の集い事業	1回あたり1万円（支部基本事業とあわせて実施した場合は5千円。）若しくは実経費のいずれか低い額を限度とする。
ふれあいサロン事業	1回あたり5千円若しくは実経費のいずれか低い額を限度とする。
研修・相談事業	1回あたり1万円若しくは実経費のいずれか低い額を限度とする。
広報・情報発信事業	一年度あたり3万円若しくは実経費のいずれか低い額を限度とする。
その他地域福祉の推進に寄与する事業	1回あたり1万円若しくは実経費のいずれか低い額を限度とする。

※ 支部基本事業とは、姫路市社会福祉協議会支部基本事業実施要綱に基づく事業をいう。

2 ふれあいサロン事業については、開設初年度の費用の一部として、1支部あたり一律2万円の助成金を別途交付する。

(助成金の上限)

第3条 前条第1項に規定する助成金の交付額は、一年度あたり1支部10万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする支部は、社協支部選択事業実施計画書（様式第1号）を姫路市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付を受けようとする支部は、「社協支部選択事業助成金交付申請書兼請求書」（様式第2号）を市社協に提出するものとする。

2 前条の請求があったとき、市社協は、当該請求を審査のうえ助成金の決定を通知し、交付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域福祉サポート事業
運営主体	尼崎市社会福祉協議会（市補助事業）
実施主体	地域ごとにモデル的に設置する地域福祉推進委員会が主体となっていく
サロン数	8グループ（内1グループ休止中）
実施回数	概ね週2回
実施場所	福社会館、地域の会館
お世話人等	ボランティア、地域役員、地域住民
参加費（1回当り）	0円～400円
実施時間	昼食をはさんで概ね5時間以上
昼食（お弁当）	概ね週1回は昼食をはさんで事業を実施している
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none"> （1） 虚弱又は軽度の認知症の高齢者に対して<u>昼食を提供</u>する事業。 （2） 虚弱高齢者等を養護する事業。 （3） 虚弱高齢者等の<u>安否を確認</u>する事業。 （4） 高齢者の健康相談・<u>レクリエーション</u>事業。 （5） その他必要と認められる福祉関係事業。
その他	バスを借り上げ、市外への戸外活動（特別事業）を実施。

★【サロンの様子】



尼崎市社会福祉協議会地域福祉サポート事業実施要綱

(要旨)

第1条 この事業は、小地域において住民が主体となって行う虚弱な高齢者等に対する援助活動（以下「地域福祉サポート事業」という。）を支援し、地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 地域福祉サポート事業は、地域ごとにモデル的に設置する地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）が主体となって行うものとする。

- 2 委員会は、概ね社会福祉連絡協議会（連協）又は複数の単位福祉協会（単協）の区域を単位に設置する。
- 3 委員会は、別に定める準則に従い設置するものとし、各支部社協からの推薦に基づき理事長が指定する。

(事業内容)

第3条 地域福祉サポート事業は、地域の実情にあわせ、次の各号に掲げる事業を基本に実施する。

- (1) 虚弱又は軽度の痴呆性の高齢者（以下「虚弱高齢者等」という。）に対して昼食を提供する事業
 - (2) 虚弱高齢者等を養護する事業
 - (3) 虚弱高齢者等の安否を確認する事業
 - (4) 高齢者の健康相談・レクリエーション事業
 - (5) その他必要と認められる福祉関係事業
- 2 前項第1号から第3号までの事業は、基本事業として5人以上の虚弱高齢者等を対象とし、概ね週2回以上行うものとする。

(助成金の交付)

第4条 尼崎市社会福祉協議会は、地域福祉サポート事業を支援するため、委員会に対し助成金を交付する。

(事業計画書及び事業実施報告書等の提出)

第5条 委員会は、年度ごとに事業計画書を策定して理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 委員会は、年度終了後遅滞なく事業報告書、決算書及び助成金精算書を理事長に提出し、確認を受けなければならない。
- 3 理事長は、助成金が交付条件等に違反して使用され、又は不用額を生じたときは、返還を命じることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉サポート事業の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年7月1日から実施する

この要綱は、平成12年4月1日から実施する

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン
運営主体	各支部・分区（概ね小学校区）
実施主体	各支部・分区（概ね小学校区）
サロン数	31ヶ所
実施回数	月1回～週1回
実施場所	公民館、市民館、自治会館、老人憩いの家、デイサービスセンター等
お世話人等	分区担当者、民生委員、ボランティア
参加費（1回当り）	無料～100円
実施時間	1時間半～5時間程度
昼食（お弁当）	月4回実施の内、最終週のみ昼食（300円）有りのサロン1ヶ所
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康、リハビリ体操 ・手芸、折り紙 ・レクリエーション ・茶話会 ・介護予防に関する講話 ・映画鑑賞 ・演奏会 ・落語 ・その他
その他	経費は、西宮市からの高齢者事業に関する補助金を概ね財源としている。

★【サロンの様子】



※要綱・要領等の作成はありません。

【和歌山県和歌山市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン事業
運営主体	和歌山市社会福祉協議会
実施主体	地区社会福祉協議会
サロン数	3ヶ所
実施回数	17回
実施場所	学校、自治会館、文化会館等
お世話人等	地区社協役員、民生児童委員、ボランティア
参加費（1回当り）	200円前後
実施時間	2時間前後
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	【主な内容】 ・健康体操 ・手芸 ・レクリエーション ・踊り講習会 ・昔話 ・もちつき ・いちご狩り ・その他
その他	

★【サロンの様子】



地域福祉活動推進事業（ふれあい・いきいきサロン）実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、高齢者や障害者、就業前の子育て中の親子が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という。）を開設し、当事者間の交流の場づくりを図ると共に自立生活の助長や社会的孤立感の解消等を目的に開催するものとする。

（実施主体）

第2条 サロンの実施主体は、地区社会福祉協議会とする。

（実施場所）

第3条 事業を実施する場所は、地域の施設内とする。

（対象となる活動）

第4条 助成の対象となるサロン活動は次のとおりとする。

- (1) 65歳以上の高齢者、未就学児とその親、障害者など地域住民を対象とするもの。
- (2) 原則として、概ね年6回以上定期的に行うもの。
- (3) 実施者と利用者が交流し、お互いの支え合いの輪を広げる双方向的なもの。
- (4) サロン活動の継続性を図るため、利用者から参加費を徴収する。
- (5) サロンを開催する場合は、社協の保険ふれあいサロン・社協行事傷害補償保険に加入し保険料は地区社協が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は助成対象としない。

- (1) 親子サークルや老人クラブ、趣味のサークルなどが行う「自助を目的とした活動」
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動、実施者のみを対象とした例会、学習会等

（事業助成）

第5条 事業実施にかかる経費として、次のとおり助成を行う。

- (1) サロンを新規で設置した年度から2年間に限り、事業を定着させるために40,000円を上限に予算の範囲内で助成する。

（助成金申請）

第6条 助成を希望する地区社協は、助成金交付申請書（別紙様式第1号）、事業実施計画書（別紙様式第2号）及び事業予算書（別紙様式第3号）を市社協へ提出すること。

（助成金交付）

第7条 市社協は、地区社協から提出された助成金交付申請書及び事業実施計画書に基づき助成金を交付する。

2 事業実施後2週間以内に事業実施報告書（別紙様式第4号）及び決算書（別紙様式第5号）に助成経費の領収書（写し）を添付し市社協に提出する。

（助成金の返還）

第8条 地区社協は、事業の中止や実績額が助成金交付済み額に満たない場合は、助成金の返還を求めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

【岡山県岡山市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン事業
運営主体	岡山市社会福祉協議会
実施主体	地区社協を通じて町内会単位で住民により組織されたグループ
サロン数	155ヶ所
実施回数	週2回～月1回
実施場所	公民館、集会所、個人宅、老人憩の家、コミュニティハウス等
お世話人等	民生委員、愛育委員、町内会役員、ボランティア等
参加費（1回当り）	無料～500円
実施時間	2時間～4時間程度
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロンは昼食有（実費）
サロンメニュー	<p>・サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレッチ体操 ・リズム体操 ・手芸・折り紙 ・歌を歌う ・おしゃべり ・お花見 ・七夕 ・クリスマス会 ・ゲーム ・遠足 ・健康チェック ・出前講座 ・頭の体操
その他	<p>ご近所福祉ネットワーク活動を展開している。</p> <p>〔ふれあい・いきいきサロンをさらに一歩進めた活動展開として、地域住民・社協・専門職・行政等が協働して進める身近な地域での、見守り・ささえあいをする活動。〕</p>

★【サロンの様子】



赤い羽根「高齢者いきいきサロン」事業実施要綱

1. 目的

虚弱であったりひとり暮らしで家庭に引きこもりがちな高齢者を対象に健康増進と不安・孤独感の解消をはかる活動として当事者とボランティアが主体的に協働し、いきいきと暮らしていけるようにふれあいの場づくりを通じて地域社会全体で支え合える環境作りをすすめる。

2. 実施主体

地区社会福祉協議会・支部社会福祉協議会又は地域福祉団体等とする。

3. 組織および運営

高齢者（5名以上）とボランティアで構成する。

なお、運営は高齢者とボランティアが協働で行うものとする。

4. 実施場所

地域の公民館、コミュニティハウス、町内の集会所等参加者が、気軽に参加できる場所とする。

5. 対象者

家庭に引きこもりがちな高齢者

6. 活動内容（一例）

- (1) お食事づくり
- (2) おしゃべり
- (3) 健康体操等のレクリエーション
- (4) 手芸、カラオケ、短歌等の趣味
- (5) 自然散策
- (6) 季節行事
- (7) 健康講話
- (8) その他高齢者ふれあい活動にふさわしい活動

誰もが気軽に参加できる活動を主に実施すること。ただし、特定の活動に限定したものは除く。

7. 送迎

原則として気軽に歩いて行ける場所とするため行わないものとする。

8. 開催回数

原則として月1回程度、開催するものとする。

9. 運営資金

運営資金は、参加費や助成金等によるものとする。

10. 助成金

- (1) 事業実施に必要な活動費の一部として、岡山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、実施主体を通じて運営団体にその活動が軌道に乗るまでの支援として、3カ年を限度として年額20,000円を助成するものとする。
- (2) 原則として、単位町内会に対し、当該年度（6月末日調製）の岡山市町内会名簿世帯数に基づき、別表の助成基準表により助成をすることができる。但し、1町内会の世帯数が少ない場合は隣接する

町内会と共同で300世帯を限度に1サロンを立ち上げることができる。

11. 助成金の申請及び報告

- (1) 助成金を受けようとする実施主体は、助成金申請書（様式1）により、市社協へ申請するものとする。
- (2) 年度終了後、実施主体はすみやかに事業実施報告書及び助成金報告書（様式2）により市社協へ報告するものとする。

12. 関係機関・団体との連携

実施にあたっては、市社協や地区・支部社協等関係機関団体等と十分協議したうえですすめる。

13. その他

活動で知り得た個人情報には他に漏らさないようにするとともに、原則として、当事者は「サロン保険」、ボランティアは「ボランティア活動保険」に加入すること。

附 則

- この実施要綱は、平成12年4月1日より施行する
- この改定要綱は、平成14年4月1日より施行する
- この改定要綱は、平成19年4月1日より施行する
- この改定要綱は 平成21年4月1日より施行する

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン設置推進事業
運営主体	地区社会福祉協議会
実施主体	地区社会福祉協議会 他
サロン数	754ヶ所
実施回数	月1回～週1回が目安。現状は月1開催が主。
実施場所	集会所、会館、公民館、個人宅等
お世話人等	地区社協、民協、町内会・自治会関係者、ボランティア他
参加費（1回当り）	原則実費は利用者から徴収 無料～回500円までの範囲が主。
実施時間	2時間～5時間程度が主
昼食（お弁当）	規定は無し。 台帳の記載内容で分かる範囲では、常時昼食の有るサロンが全体の4分の1程度、プログラム内容によって昼食のあるサロンが全体の7分の1程度存在。
サロンメニュー	該当項目の具体事例は規定してない。 台帳の記載内容で分かる範囲では以下の内容が多い。 ①. おしゃべり、情報交換、相談 ②. 体操、ダンス、グラウンドゴルフ等身体を動かすもの ③. 音楽関係（歌、鑑賞） ④. 手作業、手遊び ⑤. ゲーム、学習等脳を活性化するもの ⑥. 講座、講演会（健康、防犯等） ⑦. 外出（施設見学、日帰り旅行） ⑧. 料理
その他	

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン設置推進事業実施要領

1. 目的

新・福祉のまちづくり総合推進事業実施要綱第4条に基づく実施事業として、高齢者や障害者、児童等の地域参加・ふれあいを高めるため、地区社協域や町内会・自治会域でのサロン立ち上げ支援と連絡調整を行う。

2. 定義

ふれあい・いきいきサロンとは、小地域を拠点に、高齢者・障害者・児童等とボランティア等が協働で企画し、内容を決め共に運営し、出入り自由の楽しい仲間づくりの場をいう。

3. 事業の進め方

地域の実情に即して、「近隣ミニネットワークづくり推進事業」「地区ボランティアバンク活動推進事業」と連動して、次の各号に留意して取り組む。

- (1) 小地域（町内会や自治会等の範囲）で「集会所」や「老人いこいの家」「公民館」「民間施設（住宅・寺院）など」等を活用して開設する。
- (2) 参加者は限定せず、地域住民であれば誰でも参加可能なものとする。ただし、地域福祉を推進するための取り組みの視点から、高齢者や障害者、子育て中の保護者等、生活に共通した課題や不安など抱え、孤立しがちな人に、特に積極的な参加を促す。
- (3) 参加者は、5名から10名程度の少人数から始める。
- (4) サロンは月1回から週1回程度の開催から始め、参加者の負担にならないよう注意するとともに、プログラムを優先せず、参加者一人ひとりの気持ちを大切にしたいとする。
- (5) サロンへの参加に伴う必要経費は、原則として参加者負担とする。
- (6) 参加者は、サービスの一方的な受け手としてではなく、住民やボランティアと共に、サロンの共同企画や運営に参加できるよう配慮する。
サロンへの出入りは自由とし、参加者自らとボランティアによって運営する。
- (7) サロンでは最低限の約束ごとのみを定めることとし、メンバーを固定・束縛することのないよう留意する。
- (8) 地区社協活動の拠点づくりと連動させて、常設型のサロンについても指向していく。
- (9) サロンに参加されなくなった人などには十分に配慮し、必要に応じ見守り・支えあい活動（近隣ミニネットワークづくり推進事業）などへつなぐ。

4. 事業内容

- (1) 地区社協が支援するサロンの状況把握と運営研修会の開催
地区社協が支援するサロンの活動状況や活動上の悩みなどを調べ、今後のサロンを運営する上での参考とする。また、サロンの抱える課題を明らかにし、次の活動を展望する資料として活用する。併せて、参加者等とボランティアが共に運営研修や他のサロンの視察等研修会を開催し、運営上の参考とする。（本事業の実施にあたっては、内容や講師の調整等、市・区社協と連携して進める。）
- (2) 地区社協が支援するサロンの連絡会の開催
サロンに関わっているボランティアや世話人・参加者代表等の連絡会議を開催し、それぞれのサロンの活動内容などの情報交換等を行う。
- (3) 新たなサロン設立・立ち上げへの支援
新たにサロンを立ち上げる際の情報提供や備品の購入等の支援（開設初年度のみ）も可能とする。また、サロン設立にあたっての地域住民へのチラシによる広報等にも取り組む。
※2年次以降の安価な備品（2万円以内）等の整備については、助成金の活用も可能。

5. その他

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域介護予防活動支援事業
運営主体	尾道市社会福祉協議会（市委託事業）
実施主体	地区社協、町内会、住民の自主的グループで尾道市社協が認めたもの
サロン数	148ヶ所
実施回数	月1回～月4回・毎日型
お世話人等	ボランティア、民生委員、地区社協等
参加費（1回当り）	無料～500円
実施時間	3時間～6時間
昼食（お弁当）	サロンにより異なる 手作り・外注
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる （主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣（年3回） （音楽指導・歯科指導・栄養指導・折紙指導・創作指導・絵手紙指導・運動指導・お手玉指導・民謡指導・交通指導・消費生活講座） ・認知症サポーター養成講座 ・ふれあいサロン支援員訪問指導 ・レクリエーション ・日帰り旅行 ・健康チェック ・健康体操・リハビリ体操 ・地域包括支援センター訪問 ・その他
その他	ふれあいサロン支援員（2名）の配置 レクリエーション道具の無料貸出し

★【サロンの様子】



松岡サロン（栗原北地区）



古江奥ふれあいサロン（向東地区）

「ふれあいサロン」事業実施要領

1. 目的

地域住民がボランティアとともに、閉じこもりがちな高齢者や障害者、あるいは子育て中の親子を地域で支えるためのふれあいの場をつくり、仲間や地域の人々との交流の中で安心して暮らせるまちづくりを推進するために実施するものである。

2. 実施主体

地区社会福祉協議会、町内会または住民の自主的グループで、尾道市社会福祉協議会（以下本会）が認めたもの。

3. 利用対象者

- (1) 閉じこもりがちな高齢者や障害者
- (2) デイサービスを利用するまでもないが、介護予防的なサービスが必要な方
- (3) 子育て中で交流を求めている方
- (4) その他、実施団体が必要と認めた方

4. 場 所

- (1) 公民館・コミュニティーホーム・いきいきサロン・人権文化会館 等
- (2) 地域集会所
- (3) その他

5. 開催回数

毎月定期的に実施（原則として月1回以上）

6. 内 容

活動内容は、生活、文化、趣味等、バリエーションは無制限大であり、内容や進め方については自由な発想のもとに創意工夫して企画する。

- (1) 健康づくり（健康体操、グランドゴルフ、健康講演会、健康食講習等）
- (2) 生きがいづくり（俳句・歌・折り紙の趣味活動、各種ゲーム等）
- (3) 仲間づくり（会食会、おしゃべり会、座談会、お花見会等）
- (4) 学習活動（福祉・ボランティア等の講演会、実技体験等）
- (5) ふれあい活動（児童との交流、外出・訪問活動等）
- (6) 認知症を地域ぐるみで理解する活動（講演・ビデオ上映・寸劇等）
- (7) その他、目的達成のため必要な活動

7. 参加費

必要経費の一部として参加者より参加費を徴収することが出来る。ただし、参加費の額については、関係団体で十分協議の上、無理のない範囲で設定するものとする。

8. 活動記録

サロン実施日ごとに、ふれあいサロン活動表に記入し、本会へ提出する。なお、実施における問題点・課題について関係者による連絡会等を開催し改善を図ることとする。

9. 送 迎

サロンへの参加は自力での参加を原則とするが、送迎等が必要な場合は関係者で協議した上で、ボランティアで対応する。

10. 事故等への対応

サロン実施中の事故等は、全社協「サロン傷害保険」（別紙）に本会が一括して加入しているのので、事故があった場合、速やかに市社協へ連絡する。また、サロンに協力するボランティアは「ボランティア活動保険」（1人260円）へ加入することが望ましい。

付 則

この要領は、2002年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、2007年4月1日より施行する。

「ふれあいサロン」事業助成金交付要領

1. 目的

この事業は、高齢者・障害者・児童の社会参加と交流活動の促進を図るため「ふれあいサロン」（以下「サロン」という）を定期的を開催する。

住民主体の福祉コミュニティづくりを推進し、高齢者の介護予防と認知症を理解することを目的とする。

2. 助成金対象事業

助成対象事業については「ふれあいサロン事業実施要領」に規定するものとする。

3. 助成金の交付

・定額助成として、1ヶ所あたり2万円

・実績助成として、郊外サロンへの助成（1万円）、参加費助成（一人100円）、会場費（1万～2万円）の助成を行う。

なお、助成金は予算の範囲内とする。

会場費助成は公的施設は助成金の対象外とする。

4. その他

年度末に年間活動報告書を提出する。

助成金の使途は、講師料・会場費・消耗品費・水道光熱費・交通費・保険料等とする。

付 則

この要領は2002年4月1日より施行する。

付 則

この要領は2006年4月1日より施行する。

付 則

この要領は2007年4月1日より施行する。

付 則

この要領は2008年4月1日より施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン運営事業
運営主体	山口市社会福祉協議会
実施主体	地区社協を通じて小地域の住民で組織されたグループ等
サロン数	119ヶ所（山口支部）
実施回数	年に6回～週1回
実施場所	公民館、集会所、個人宅、お寺、病院等
お世話人等	民生委員、福祉員、ボランティア
参加費（1回当り）	無料～500円
実施時間	2時間～5時間程度
昼食（お弁当）	昼食有りのところもある
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる （主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、健康チェック、健康に関する講話 ・健康体操、転倒予防体操 ・手芸、折り紙、工作 ・レクリエーション、ゲーム ・茶話会 ・歌唱、カラオケ ・介護予防に関する講話 ・救急法講習 ・生活情報の提供（悪徳商法対策、火災予防、交通指導等） ・誕生日会、クリスマス会、運動会、新年会、お花見 ・日帰り旅行（市社協が所有するマイクロバスを活用） <ul style="list-style-type: none"> ・会食 ・銭太鼓 ・ビデオ観賞 ・スポーツ
その他	<p>（サロンへの支援内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者に「サロンだより」を送付（隔月1回） ・レクリエーション講習会を開催（月1回） ・代表者の交流会を開催（年1回）

★【サロンの様子】



「ふれあい・いきいきサロン」事業補助要綱

（目的）

第1条 地域住民が主体になって、高齢者・障がい者・児童（子育て中の親）等が誰もが気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや生きがいづくり及び健康保持等の効果を図ることを目的とする活動（以下、「ふれあい・いきいきサロン」という。）を推進するために、補助金交付要綱を定めてこの活動の推進を図る。

（名称）

第2条 補助申請を行う者は、グループ名を「ふれあい・いきいきサロン〇〇〇〇」または「子育てサロン〇〇〇」とする。

（支援の内容）

第3条 山口市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）会長は、ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱の範囲内で補助金を交付する。

2 市社協に登録にしたふれあい・いきいきサロンは、サロン保険（傷害補償）に加入することができる。

（補助・登録の対象となる活動）

第4条 次にあげる要件を満たすものとする。

- (1) これから活動を開始しようとするふれあい・いきいきサロンとする。ただし、既存のサロンが活動内容を変更しても、新たなサロンとは認めない。
- (2) 参加対象者は、地区内の高齢者、障がい者、児童（子育て中の親）等とする。
- (3) 原則として、年6回以上の開催とする。
- (4) ふれあい・いきいきサロンを実施する際には、地域（町内会等）に参加者の募集を行う。（チラシ、支部（地区）社協だより、町内会報等）
- (5) 実施場所は、公民館、集会所、社寺、個人宅等で地域の実情に応じて参加者の集まりやすい場所を利用する。
- (6) 活動内容は、基本的には自由な活動で、だれもが参加できる活動内容が望ましい。
- (7) 補助金が交付された者は、自主運営及び活動の継続性を図るため、参加者から参加費等（食材費、茶菓子代等）を徴収する。
- (8) 政治的及び宗教を目的とした活動は、ふれあい・いきいきサロンとしては認めない。

（申請及び報告書の提出）

第5条 補助金の申請を行う者は、ふれあい・いきいきサロン事業登録申請書（様式第1号）とふれあい・いきいきサロン事業補助金交付申請書（様式第2-1号・様式第2-2号）を市社協会長（山口支部は開催場所の地区社会福祉協議会長（以下、「地区社協会長」という。））に提出する。ただし、登録のみの場合は（様式第1号）のみを提出する。

2 地区社協会長は、補助金の申請を行う者から、ふれあい・いきいきサロン登録申請書（様式第1号）及び補助金交付申請書（様式第2-1号・様式第2-2号）を受付後、市社協会長に提出する。

3 市社協会長は、補助金交付の可否について審査し、その結果を申請者（山口支部は受付の地区社協会長と申請者）に通知する。

4 市社協会長は、補助金交付決定から1ヶ月以内に補助金を交付する。補助金の交付を受けた者は、補助金交付決定後にサロンの立上げに必要な物品を購入する。

5 補助金の交付を受けた者は、翌年度の4月末までに事業活動報告書（様式第3号）及び補助金報告書（様式第4-1号・様式第4-2号）を市社協会長に提出する。

- 6 登録の解消を希望する者は、登録廃止届出書（様式第5号）を市社協会長（山口支部は開催場所の地区社協会長）に提出する。

その他

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱

山口市社会福祉協議会

山口市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）会長は、ふれあい・いきいきサロン事業補助要綱にもとづき、補助金を交付する。

1 補助金申請要件

補助金の交付申請は次のとおりとする。

区 分	内 容
(1)申請条件	①これから活動を開始しようとするサロン ②参加者は、地区内の高齢者、障がい者、児童（子育て中の親）等とする ③年6回以上の開催 ④名称を「ふれあい・いきいきサロン〇〇〇」または「子育てサロン〇〇〇」とする ⑤参加者の募集を行う ⑥参加費等の徴収
(2)申請書類	登録申請：様式第1号 開設費：様式第2-1号 運営費：様式第2-2号
(3)開設費の補助額	補助金額：40,000円以内 内 容：サロン立上げに必要な物品（必要な用具等）
(4)運営費の補助額	補助金額：12,000円以内／年 （年間予定回数×1,000円以内） 補助期間：開設月から3年間（ただし、山口市地域住民グループ支援事業の補助を受けているグループは、山口市地域住民グループ支援事業が終了した月の翌月から3年間） 使 途 例：サロン開催に伴う経費 サロン保険の加入掛金
(5)報告書類	活動報告：様式第3号 開設費：様式第4-1号 運営費：様式第4-2号 ※翌年度の4月末までに市社協会長に提出する

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	津市ふれあいいきいきサロン事業
運営主体	津市社会福祉協議会（市委託事業）
実施主体	津市社会福祉協議会
サロン数	6ヶ所
実施回数	月1回～週3回
実施場所	公民館、地区集会所、保健福祉センター等
お世話人等	自治会長、民生児童委員、老人会等
参加費（1回当り）	無料～700円
実施時間	1時間半～5時間
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロン昼食有（実費）
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操・リハビリ体操 ・手芸・折り紙・工作 ・茶話会 ・料理 ・紙芝居 ・戸外活動（遠足・桜見・紅葉・初詣） ・季節行事（誕生会・クリスマス・新年会） ・フラダンス・カラオケ・創作ダンス ・教養講座（絵手紙・音楽療法） ・園児との交流会
その他	市社協が所有する車両で送迎・戸外活動を実施。

★【サロンの様子】



津市ふれあい生きがい活動支援事業実施要綱

平成18年1月1日

訓第117号

(目的)

第1条 津市ふれあい生きがい活動支援事業（以下「事業」という。）は、ひとり暮らし高齢者等が介護予防、趣味活動、創作活動等の生きがい活動を通じて永年住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことを支援することにより、高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、本市とする。ただし、本市は、事業の運営を社会福祉法人等に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、本市の区域内に住所を有する比較的元気なおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯とする。

(実施施設)

第4条 事業は、本市の老人福祉センター、各地区公民館及び事業を適切に実施することができると思われるその他の施設において実施する。

(事業内容等)

第5条 本市は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 運動器の機能向上に関する講習会、講座又は活動
- (2) 閉じこもり予防及び支援に関する講習会、講座又は活動
- (3) 健康相談に関すること。
- (4) 栄養改善に関する講習会、講座又は活動
- (5) レクリエーション等の趣味活動
- (6) 教養に資する創作活動
- (7) その他介護予防に関する活動等

(運営)

第6条 本市は、事業の実施について地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。

(利用料)

第7条 利用者は、事業に伴う原材料等の実費相当額を負担するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の芸濃町生きがい活動支援通所事業実施要綱（平成12年4月1日施行）、香良洲町介護予防・生きがい活動支援事業実施要綱（平成12年4月1日施行）又は白山町ふれあいミニデイサービス事業実施規則（平成12年白山町規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン運営事業
運営主体	松山市社会福祉協議会（市委託事業）
実施主体	地区社協を通じて小地域の住民で組織されたグループ等
サロン数	239ヶ所
実施回数	月1回～週5回
実施場所	公民館、集会所、空き店舗、小学校、個人宅、お寺等
お世話人等	活動援助員（2名～3名）、ボランティア（必要に応じて）
参加費（1回当り）	無料～500円
実施時間	3時間～5時間程度
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロン昼食有（実費）
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操・リハビリ体操 ・手芸・折り紙 ・レクリエーション ・茶話会 ・料理 ・歌唱・カラオケ ・戸外活動（遠足） ・健康チェック ・介護予防に関する講話 ・その他
その他	<p>市社協が所有するマイクロバスを無償で活用し、市外への戸外活動（遠足）等を実施</p> <p>効果測定・アンケート調査等を実施しサロン効果を分析</p>

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン運営事業実施要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、松山市高齢者いきいき支援事業実施要綱第3条に規定する別表中、ふれあい・いきいきサロン事業第1号ふれあい・いきいきサロン運営事業（以下「サロン」という。）を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 サロンは、地域で生活している60歳以上の利用者とボランティア等が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げまた、地域の介護予防の拠点として心身機能の維持向上を図り、以って地域福祉の増進に資することを目的とする。

（運 営）

第3条 サロンは、松山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）との連携・協働のもと、小地域（概ね町内会、自治会等の範囲）の住民で組織されたグループや団体（以下「小地域の団体等」という。）が主体となり運営する。

（活動内容）

第4条 サロン活動のメニューは各サロンが主体となって決定する。ただし、サロン活動における小地域及び地区社協並びに市社協の支援体制や関係者（利用者やスタッフ等）の援助・役割等については別表1及び2を参考に進めるものとする。

（規 模）

第5条 サロンは、利用者（ボランティア等を除く）が概ね10名～14名の小規模型（以下「小規模型サロン」という。）と15名～20名の中規模型（以下「中規模型サロン」という。）に分類するものとする。

（開催回数等）

第6条 サロンは、週2回程度の開催を基準とする。ただし、開催回数と箇所数は、地区社協ごとに計画的に調整することに努めるものとする。

（開催時間）

第7条 サロンは、準備、後片付け等の時間も含め原則として1日3時間以上の開催時間とする。

（開催場所）

第8条 サロンの開催場所は、公民館（本館及び分館）、集会所、空き店舗、空き家、神社仏閣、公園等活動メニューに応じて有効な場所を活用するものとする。

（参加者）

第9条 サロン活動の主体となる参加者は、松山市内に居住する概ね60歳以上の利用者及びサロン活動に係るボランティア等とする。

（代表者）

第10条 小地域の団体等及び地区社協並びに市社協等関係団体との円滑な連携・協働を図るためサロンに代表者1名を置く。

（活動援助員の登録等）

第11条 サロンは、サロンの円滑な活動及び運営を推進するため、地区社協毎に活動援助員を登録（第2号様式）し、地区社協会長を通じて市社協に報告するものとする。

- 2 サロン活動1回あたりの活動援助員は、原則として小規模型サロンに2名、中規模型サロンに3名とする。
- 3 活動援助員に対し、サロン活動1回あたりの派遣につき3,000円の活動費を支給するものとする。

（協力会員の派遣）

第12条 地区社協会長は、サロン活動をより円滑に進めるために「地域福祉サービス事業」を活用し、協力会員をサロンへ派遣することができる。

- 2 協力会員のサロンへの派遣は、原則として1回あたり小規模型サロンは1名、中規模型サロンは2名とする。ただし、行事等の実施による増員についてはサロン代表者の申し出に基づき、その都度地区社協と市社協が協議し決定する。

（講師の登録及び派遣）

第13条 サロンは、参加者に専門的な介護予防や健康・生きがいづくり等のメニューを提供し、より有効なサロン活動を展開するため地区社協及び市社協に講師を登録（第3号様式）し、登録した講師に講演又は実技指導等を依頼することが出来る。

- 2 講師に対しサロンへの派遣1回につき5,000円の謝礼を支給するものとする。

（地域福祉活動コーディネーター）

第14条 市社協会長は、活動援助員等と協力し合い、サロンの立ち上げや運営を支援するとともに、サロン活動を通じた小地域の組織化を推進するため、市社協に地域福祉活動コーディネーター若干名を置くものとする。

（運営費）

第15条 市社協会長は、実施・変更申請書（第1号様式）による申請を受け第16条の支払い基準に基づき運営費（消耗品費、通信運搬費等）をサロンに支給するものとする。

（支払い基準）

第16条 サロンの運営費は、1回の開催につき小規模型サロン3,000円、中規模型サロン4,000円を半期毎前払い（4月・10月）に支給するものとする。ただし、支給された運営費等が事業の執行に要する費用相当額を超える場合は、サロンはその超える金額を市社協に返還しなければならない。

（会費等）

第17条 サロンの会費は、参加者が協議し決定するものとする。ただし、特別な活動メニュー提供のための費用（入場料や拝観料等）や食糧費等（食事代等）については原則として実費を参加者が負担するものとする。

（経理等）

第18条 サロンは、事業にかかる収入及び支出について、他の帳簿と区分して経理し、その関係を明らかにした書類を作成し、これを事業完了後5年間保存しなければならない。

(実施・変更・廃止申請)

第19条 サロンを実施・変更しようとする小地域の団体等は、実施・変更申請書（第1号様式）を、廃止する場合は、事業廃止申請書（第7号様式）に必要書類を添付し、当該地区社協会長に提出するものとする。

2 地区社協会長は、前項に規定する申請を受理し、サロンの実施・変更・廃止内容の条件を満たしていると認めるときは、速やかにこれを市社協会長に提出するものとする。

(報告書等の提出)

第20条 サロンは、次の各号に掲げる書類を当該地区社協会長に提出するものとする。

(1) 毎月 月間実績報告書（第4号様式）、活動状況報告書（第4号様式の2）、講師料請求書（第3号様式の2）

(2) 事業年度終了時 年間実績報告書（第5号様式）、必要書類

2 地区社協会長は、前項各号に規定する書類を受理した時は、速やかに市社協会長に提出するものとする。

(支給決定の取消)

第21条 サロンが運営費を他の用途へ使用する等そのサロンに関して運営費の支給決定の内容及びこれに付した条件を充たさないときは、運営費の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(運営費の返還)

第22条 運営費の支給決定を取り消した場合は、サロンの当該取消に係る部分に関する運営費を速やかに返還するものとする。

(保険)

第23条 サロン参加者に対する傷害保険及び賠償保険については、参加者登録名簿（第1号様式の3）に基づき市社協が一括加入し活動中の事故に対しその範囲内で補償するものとする。

(個人情報の保護)

第24条 サロンは、事業にかかる事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を厳守しなければならない。

(基幹型サロン)

第25条 サロンの発展推進に資するため、先駆的モデルとなる基幹型サロンを設置することができる。

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域交流サロン事業
運営主体	松山市社会福祉協議会（共同募金配分金事業）
実施主体	地区社協を通じて小地域の住民で組織されたグループ等
サロン数	33ヶ所（高齢者20・障害者5・子育て8）
実施回数	年11回～年50回
実施場所	公民館、集会所、公園等
お世話人等	ボランティア等
参加費（1回当り）	無料～200円
実施時間	2時間～3時間程度
昼食（お弁当）	昼食（実費）有りのところもある
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる （主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操・ストレッチ体操・ヨガ・ラジオ体操 ・手芸・折り紙・工作 ・レクリエーション・ゲーム ・茶話会 ・料理 ・絵本の読み聞かせ ・戸外活動（遠足） ・クリスマス会・誕生日会 ・フラダンス ・その他
その他	市社協が所有するマイクロバスを無償で活用し、市外への戸外活動（遠足）等を実施

★サロンの様子



地域交流サロン事業 実施要領

（目的）

第1条 地域交流サロン（以下「サロン」という。）は、地域で生活している高齢者、障害者、子育て中の親子等が気軽に集まり、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、また地域の情報交換の拠点として参加者の不安や悩みの解消を図り、もって住み慣れた地域の中で安心して楽しく暮らせる地域福祉の増進に資することを目的とする。

（運営）

第2条 サロンは、松山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）との連携・協働のもと、地域の社会資源を活用しながら小地域（概ね町内会、自治会等の範囲）の住民15人以上で組織するグループや団体（以下「小地域団体」という。）が主体となり運営する。

2 運営は参加費及び助成金、寄付金等で行う。

（活動内容）

第3条 サロンの活動メニューは、参加者の自主性を尊重しながら、各サロンが主体となって決定し、地域住民が楽しく交流できるものとする。

（開催回数等）

第4条 サロンは、原則として年間10回以上開催するものとし、1回の開催の参加者は概ね10人以上を必要とする。

2 年度途中に新規開設の場合は市社協と協議する。

（開催時間）

第5条 サロンの開催時間は、1回2時間以上とし参加者の状況に応じて決定する。

（開催場所）

第6条 サロンの開催場所は、公民館（本館及び分館）、集会所、公園等活動メニューに応じて有効な場所を活用するものとする。

（参加者）

第7条 サロンの参加者は、高齢者、障害者、子育て中の親子等及びサロン活動に係るボランティア等、地域住民だれもが参加できるものとする。

（代表者）

第8条 市社協及び地区社協等関係団体と連携・協働し、サロンの円滑な運営を図るためサロンに代表者1名を置く。

（活動助成金）

第9条 サロンの活動に対し、年間1サロン15回を限度とし1回の開催につき3,000円を助成する。ただし、特別な活動メニュー提供のための費用（入場料や拝観料等）や食糧費等（食事代等）については原則として実費を参加者が負担するものとする。

2 サロン開設時に限り、20,000円を限度として助成する。

3 助成金の支給は、概算払いとする。

4 支給された助成金は、事業完了後1ヶ月以内に助成金精算書【第5号様式】により精算するものと

する。

(参加費等)

第10条 サロンの参加費は、その都度参加者が協議し決定するものとする。

(助成申請)

第11条 助成を受けようとするサロンは、助成金交付申請書【第1号様式】を市社協会長に提出するものとする。その場合、地区社協会長の推薦を受けるものとする。

(決定及び交付)

第12条 市社協会長は、助成金交付申請書【第1号様式】を審査し、適当と認めたときは交付を決定し、助成金交付決定通知書【第2号様式】により通知するものとする。

2 助成金交付決定通知書【第2号様式】を受けたサロン代表者は、請求書【第3号様式】を市社協会長に提出するものとする。

(事業報告)

第13条 サロン代表者は、事業完了後1ヶ月以内に完了報告書【第4号様式】を市社協会長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が定めるものとする。

付 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日施行の地域交流サロン実施要領は、平成20年3月31日を持って廃止する。

【愛媛県今治市宮窪町】

★サロン情報（平成21年9月1日現在）

事業名	ふれあい・いきいきサロン支援事業
運営主体	今治市社会福祉協議会 宮窪支部
実施主体	小地域の住民に組織されたグループ
サロン数	5ヶ所
実施回数	月1回～週1回程度
実施場所	公民館、集会所、お堂他
お世話人等	参加者が兼ねている
参加費（1回当たり）	無料～1,000円以下ぐらいでその都度必要に応じて
実施時間	2時間～5時間程度
昼食（お弁当）	お昼をはさんで活動する際に有り（実費）
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手芸・折り紙・創作 ・レクリエーション ・健康体操・リハビリ体操 ・お茶会 ・料理 ・警察や行政からの講話 ・介護、福祉サービスに関する講話 ・保健師による健康チェック ・その他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今治市内全域のサロンを対象とした、全体のサロン交流会を年3回程度（社協が実施） ・旧市町村間でのサロン交流会

★【サロンの様子】



社会福祉法人今治市社会福祉協議会宮窪支部 ふれあい・いきいきサロン活動実施要綱

（目 的）

第1条 高齢者、障害者を中心に地域住民の誰もが楽しく過ごせる場を提供し、仲間づくりや社会参加を促進することを目的とする今治市宮窪地域の「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という。）を設ける。このサロンの事業を円滑に推進するために、助成金を交付する。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は社会福祉法人今治市社会福祉協議会宮窪支部（以下「宮窪支部」という。）とする。

（事業内容）

第3条 小地域（対象人数は5人以上）の対象者が仲間づくりや楽しく過ごすサロンの目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 場 所 会場は集会所、公民館、民家等地域住民が参加しやすい場所とする。
- ② 開催回数 原則年6回以上、開催することとする。
- ③ 対 象 者 高齢者、障害者とする。
- ④ 内 容 参加者が楽しめる内容をボランティアと参加者が話し合いで決める。

（助成条件）

第4条 サロンを開設・運営する場合は、「ふれあい・いきいきサロン活動支援基準（別紙）」に基づき、必要な支援を行う。

（登 録）

第5条 サロンを開設し宮窪支部の支援を受けようとするときは、社会福祉法人今治市社会福祉協議会宮窪支部支部長（以下「支部長」という。）へ「ふれあい・いきいきサロン登録申請書（様式第1号）」を提出しなければならない。

- (2) 支部長は、前条に規定する登録申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査のうえ登録の可否を決定し、登録申請代表者に通知（様式第2号）しなければならない。
- (3) サロン登録団体は当該年度の3月20日までに支部長へふれあい・いきいきサロン活動報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

社会福祉法人今治市社会福祉協議会宮窪支部 ふれあい・いきいきサロン活動支援基準

1 目的

「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という。）の円滑な実施を図るため、今治市宮窪地域のふれあい・いきいきサロン活動に対して助成等の必要な支援を行う。

2 条件

社会福祉法人今治市社会福祉協議会宮窪支部へ登録していること

3 助成内容

支部長は実施した事業内容を確認のうえ、下記の支援を行う。

① サロン運営への支援

・サロン設立年度及び翌年度で年6回以上開催したサロンに対し、参加者1名につき300円の助成額を年度末に助成する。

但し、30,000円を超えない範囲とする。

・上記助成期間外で年6回以上開催したサロンに対し、参加者1名につき300円の助成額を年度末に助成する。

但し、15,000円を超えない範囲とする。

・必要な器具及び備品を貸し出しする。（わなげ、車いすなど）

② 支援の総額は、本年度予算の範囲内とする。

4 この基準は、平成19年4月1日から適用する。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	子育てサロン カンガルークラブ
運営主体	新居浜市社会福祉協議会
実施主体	新居浜市社会福祉協議会 高津支部
サロン数	1ヶ所
実施回数	月1回
実施場所	公民館
お世話人等	5人～10人
参加費（1回当り）	なし
実施時間	2時間
昼食（お弁当）	年2回 軽い軽食 おやつは毎回
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読み聞かせ ・体操（マット遊び、ボール遊び） ・手歌あそび ・紙芝居 ・エプロンシアター ・工作 ・年中行事（節分、ひな祭り、運動会、クリスマス等） ・お母さんのためのミニ講演
その他	

★【サロンの様子】



※要綱・要領等の作成はありません。

【愛媛県新居浜市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあいサロン「すまいる」
運営主体	新居浜市社会福祉協議会
実施主体	新居浜市社会福祉協議会 高津支部
サロン数	1ヶ所
実施回数	月3回
実施場所	公民館
お世話人等	2人～5人
参加費（1回当り）	なし
実施時間	約3時間
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	・スマイルボーリングを各自練習 ・チームに別れて対戦
その他	地域・または市のスマイルボーリング大会に参加する

★【サロンの様子】



※要綱・要領等の作成はありません。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	高津ふれあい生き生きサロン
運営主体	新居浜市社会福祉協議会
実施主体	新居浜市社会福祉協議会 高津支部
サロン数	1ヶ所
実施回数	月1回
実施場所	公民館
お世話人等	10人～15人
参加費（1回当り）	なし
実施時間	約2時間
昼食（お弁当）	年3回
サロンメニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・軽い健康体操 ・脳トレーニング（毎回趣向を変える） ・なつかしい歌 童謡 ・健康に関する講話 ・輪投げ、ボールを使つてのゲーム ・昔の遊び（お手玉等）
その他	1年間のサロン総括の意味で11月にビックサロンとして100人を対象に大々的に実施

★【サロンの様子】



※要綱・要領等の作成はありません。

【愛媛県宇和島市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン推進事業
運営主体	宇和島市社会福祉協議会
実施主体	サロン参加者及びお世話人
サロン数	111ヶ所（高齢者97・障害者2・子育て9・常設3）
実施回数	月1回～週5回
実施場所	公民館、集会所、隣保館、個人宅、庵寺、公園、畑等
お世話人等	ボランティア
参加費（1回当り）	無料～600円
実施時間	1時間～6時間程度
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロンは昼食あり
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操、ストレッチ体操、リハビリ体操 ・レクリエーション、ゲーム ・茶話会 ・健康チェック、健康相談 ・ビデオ鑑賞 ・異世代交流 ・季節の行事（お花見会、お月見会、忘年会等） ・ペタンク、クロッカー、グラウンドゴルフ ・介護予防に関する講座（市受託事業／年1回程度） ・農作業 ・食事づくり、食事会 ・歌唱、カラオケ ・外出活動 ・地域の清掃 ・その他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者元気づくり推進事業（市委託事業）において、サロンをはじめとする地域住民が自主的に行う介護予防に資する活動の推進・支援を実施 ・市社協が所有するマイクロバスを無償で貸出し、外出活動の支援を実施

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）事業は、小地域において同じ世代の人々やボランティア及び地域の人々とふれあいの場を持つことによって、楽しく参加しやすい活動を行い、仲間づくりを進めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、参加者及び世話人が実施主体となり、社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が支援する。

(参加対象者)

第3条 サロンの参加対象者は、各サロンで定める地域に居住する高齢者、障害者及び子供等とし、1サロンの参加者数は10名程度とする。

(世話人)

第4条 サロン運営に必要な世話人は、1サロンにつき2名以上とする。

2 世話人のうち1名を代表世話人とし、本会に届け出るものとする。

(実施場所)

第5条 サロンの場所は、各サロンにおいて確保するものとする。

(事業内容等)

第6条 サロンの開催回数は月1回を目安とし、事業内容は各サロンにおいて決定する。

(申請)

第7条 サロンを設立する場合は、代表世話人はサロン設立許可及び設立時助成金申請書（様式第1号）により本会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

2 サロン設立許可及び設立時助成金申請書には、サロン実施要領、事業計画、サロン参加者名簿等を添付するものとする。

(事業の決定及び通知)

第8条 第7条及び第9条3項の申請書があった場合、会長は、すみやかに事業の内容等を審査して、事業開始を決定する。

2 前項の規定により事業開始を決定した場合、会長は、サロン事業及び設立時助成金決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金)

第9条 サロンの設立及び年間活動に対し、助成金を支給する。

2 サロンに対する本会の助成金額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、下記人数加算助成金については、設立時は計画、継続時は前年度実績に基づき請求できるものとする。

(1) 年間活動助成金（年8回以上の活動）1サロン 10,000円

(2) 設立支援助成金 1サロン 10,000円

(3) 人数加算助成金（1回あたりの参加者数11人以上）1サロン 10,000円

- 3 活動助成金を請求する場合は、代表世話人が活動助成金申請書（様式第3号）により会長に申請するものとする。
- 4 設立が年度途中の場合は、事業計画等に基づき別に決定する。

（報告）

第10条 代表世話人は、サロン活動報告書（様式第4号）及びサロン収支決算書（様式第5号）を会長へ提出するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

【愛媛県南宇和郡愛南町】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	愛南ふれあいいきいきサロン事業
運営主体	地域住民で組織されたグループ
実施主体	地域住民で組織されたグループ
サロン数	30ヶ所（高齢者）
実施回数	月に1回～2回
実施場所	公民館、集会所、個人宅、空家等
お世話人等	ボランティア等
参加費（1回当り）	100円～500円
実施時間	2時間～5時間
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロン昼食有
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操 ・工芸 ・茶話会 ・カラオケ ・映画鑑賞 ・お誕生会 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・手芸 ・レクリエーション ・料理 ・介護予防に関する講話 ・戸外活動
その他	

★【サロンの様子】



『愛南ふれあいいきいきサロン事業』実施要綱

1. 目的

この要綱は、小地域を単位として、閉じこもりがちな高齢者が気軽に集うことができ、交流や親睦を通じて心身の健康の保持や生きがいつくりにより寄与する場所を作ることを目的とする。

2. 活動主体

この事業の実質的な推進者は地域住民ボランティア（近隣の住民有志、民生児童委員、婦人会・老人クラブ関係者等）及びサロンに集う高齢者、その他サロン事業に係わる人とする。

3. 活動拠点

原則、利用者が歩いて集うことができる場所を活動拠点とする。（公民館、集会所、空き店舗）

4. 参加対象者

- ① 参加対象者は町内に在住する概ね65歳以上の高齢者を中心として当サロン事業へ参加が必要と判断される人。
- ② 参加者の決定は開催責任者（以下「責任者」と言う。）が決定するものとする。

5. 実施回数及び実施日の選定等

- 回数 年間5回以上開催すること。
人数 1回につき概ね10人以上の参加実績となること。
実施日 実施日、実施時間等は責任者が決定する。

6. 活動内容（サロンの内容）

実施内容年間予定及び開催日のメニュー等は、特定の参加者のための趣味講座とならぬよう配慮し、責任者が決定する。

7. 参加負担金（利用料）

参加負担金は、食事・おやつ等の原材料代程度を利用料として負担してもらうことが望ましい。ただし、地域の状況等があるので金額の設定については責任者の判断に任せることとする。

8. サロンの運営助成金の交付

- (1) この要綱に定める事業内容に該当し社会福祉協議会に登録または必要書類の提出をした団体等にはサロン事業の運営に係る経費を別表により助成する。
- (2) 助成金の申請は、別紙「愛南ふれあいサロン事業助成金交付要綱」によるものとする。
- (3) 愛南町社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）は助成金の申請書を受け付けたときは、事業内容を審査した上で助成金を交付するものとする。

9. 助成金の財源

当サロン事業に係わる経費及び助成金は社協会費、共同募金配分金その他の財源をもって充てる。

10. 活動上の補償（保険）

地域福祉ボランティア及び利用者に、社協の保険「サロン事業保険」の加入を促進する。社協への登録団体の保険料については、社協が負担する。

11. その他

この要綱による施行日は、平成18年10月1日とする。

愛南ふれあいいきいきサロン事業助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、小地域を単位として、閉じこもりがちな高齢者が気軽に集うことができ、交流や親睦を通じて心身の健康や生きがいつくりにより寄与する場所を作ることを奨励し、事業推進に係わる経費の助成を行うことを目的として定める。

2 助成対象団体

- (1) この要綱にいう助成金対象団体とは、愛南町内の住民であって、「愛南ふれあいサロン事業実施要綱」に規程する内容で事業を実施する団体をいう。
- (2) 助成金を受けようとする団体は、事前に別紙様式①により「事業実施届書」を提出しなければならない。

3 事業実施助成金の額及びサロン運営助成金交付申請書・実施報告書の提出

- (1) サロン事業の運営に係る経費を別表により助成する。
- (2) 助成金の申請は、別紙様式②により行う。
- (3) 助成金を受けて事業を実施した場合は、事業終了後4月10日までに別紙様式③により実施報告書を提出しなければならない。

4 その他

この要綱による施行日は、平成18年10月1日とする。

<別表> (愛南ふれあいサロン事業)

助成金の額

- 新規立ち上げの場合

開始時準備経費	10,000円	}	年間30,000円を限度とする
	2,000円×回数		
- 継続実施の場合

2,000円×回数	年間20,000円を限度とする
-----------	-----------------
- なお、上記金額は、サロンの実施個所、予算財源等に関係するため、額を変更することがある。

助成金の交付

- 助成金は原則4月10日までに提出の、事業実績報告の内容に基づいて交付する。
- 事業開始時又は特別の事情があつて事前に交付を希望する場合には、責任者と社会福祉協議会長が協議して対応する。
- 助成金の交付申請及び事業実績報告は別紙様式により提出することとする。

【高知県高知市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	地域交流デイサービス
運営主体	高知市老人クラブ連合会、春野地区民協 <市委託事業>
実施主体	地区老人クラブ推進員、地区民協推進員を通じて小地域住民で組織されたグループ等
サロン数	48ヶ所
実施回数	月1回～2回
実施場所	老人福祉センター、公民館、集会所、小学校余裕教室等
お世話人等	地区老人クラブ地域交流デイ推進員、春野地区民協推進員
参加費（1回当り）	無料（※材料費等の実費を必要とする場合がある）
実施時間	各地区によって異なる
昼食（お弁当）	自己負担
サロンメニュー	・レクリエーション ・季節の行事 ・健康講話
その他	

高知市地域交流デイサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域交流デイサービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、高齢者等が地域の身近な場所で集い、交流できる場を提供することにより、高齢者等の閉じこもりを防ぎ、寝たきりや認知の予防及び早期発見に資するとともに、相互扶助により高齢者等が住み慣れた家庭や地域で健康で豊かな生活が送れる地域支援ネットワークづくりを促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、高知市とする。

2 事業は、前条の目的を効果的に達成すると認められる団体に委託して行う。

(事業内容)

第3条 事業は、次に掲げる行事等を行うものとする。

- (1) 花見、忘年会その他の季節の行事
- (2) 手芸、囲碁、将棋等認知の予防に効果のあるもの
- (3) 地域住人や高齢者の特技の披露
- (4) 高齢者の知恵や技能を伝承するもの
- (5) 健康相談
- (6) 健康講話
- (7) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的を達成するために効果があると認められるもの

2 事業は、原則として月1回以上行うものとし、老人福祉センター、公民館、集会所その他事業の実施に相当と認められる施設において行うものとする。

(利用対象者)

第4条 事業を利用することができる者は、高知市に居住する高齢者等で、日常居宅に閉じこりがちな生活をしている者とする。

(委託経費)

第5条 第2条第2項の委託に係る経費は、別表のとおりとする。

(事業の実績報告)

第6条 第2条第2項の委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、各月の事業が終了したときは、速やかに第1号様式により市長に報告するものとする。

2 受託団体は、当該委託を受けた事業年度の事業が終了したときは、速やかに第2号様式により市長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年8月18日から施行し、平成9年7月1日から適用する。

2 平成8年度地域交流デイサービス事業実施要綱（平成8年10月25日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月14日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(別表)

高知市地域交流デイサービス事業委託費基準

委 託 対 象 経 費	
区 分	内 容
報 償 費	講師, 指導者に対する謝金
消耗品費	
光熱水費	電気, 水道, ガス代
役 務 費	郵便料, 損害保険料
使用料及び賃借料	会場等借り上げ料
原材料費	材料費
人 件 費	事務処理に必要な職員の雇用等に要する報酬, 給料, 職員手当等, 共済費及び賃金

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあいサロン
運営主体	福岡市社会福祉協議会
実施主体	校区社会福祉協議会
サロン数	267ヶ所
実施回数	年12回～98回
実施場所	公民館、集会所、老人いこいの家、学校、幼稚園、保育園、福祉施設、個人宅、お寺等
お世話人等	ボランティア（3名以上）
参加費（1回当り）	無料～600円程度（1回につき）
実施時間	2時間以上
昼食（お弁当）	午前中または、午前午後をはさんで開設されるサロンでは軽食や昼食を出す場合有。（費用は実費負担または、会費等から捻出）
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操、軽運動、踊り ・健康チェック ・レクリエーション・ゲーム ・手工芸 ・歌 ・茶話会 ・戸外活動 ・講話
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンの利用者、ボランティア同士の交流を促進するため、福祉バスの提供（H19～21年度で一巡。市補助金財源） ・市内ふれあいサロンの開設情報をインターネット上の地図で確認できる「WEBマップ」の作成（H21年冬頃完成予定）

★【サロンの様子】



ふれあいサロン事業実施細目

(目的)

第1条 この細目は、家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感の解消や寝たきり、認知症の予防などを目的としたふれあいサロン事業に関する必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、原則として校区社会福祉協議会とする。

(事業の実施方法)

第3条 この事業を実施するにあたり、利用者、人数、開催回数、内容は次のとおりとする。

(1) 利用者

ア 家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者

イ 虚弱な高齢者や障がい者

ウ その他、地域において特に必要と認める人

上記の利用者が参加を希望した場合に正当な理由なく拒んではならない。

(2) 利用者数

1回5人以上とする。

(3) ボランティア数

1回3人以上とする。

(4) 開催回数及び時間

月1回以上、1回2時間以上とする。

(5) 内容

ア 地域住民やボランティアとの交流に関すること

イ 健康づくりに関すること

ウ 趣味やレクリエーションに関すること

エ その他、目的達成のために必要な活動

(助成金)

第4条 この事業を実施するにあたり、必要な経費の一部を助成する。なお、助成額及び助成の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この細目に定めるもののほか、必要な事項は、福岡市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が定める。

付 則

この細目は、平成18年4月1日から施行する。

この細目は、平成19年4月1日から施行する。

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

この細目は、平成21年4月1日から施行する。

別表

<助成額>

校区助成額算定基準（円）
3,000円×実施回数

①年度中途から新規サロンが開始する場合の助成額（追加申請）

この場合の助成額は、事業開始月から年度末までの実施回数に3,000円を上限に乗じたものとする。

②校区内の各サロンへの助成額

校区社協は、実施回数、内容等に応じて助成額を調整できる。

③返還金について

実施計画に基づいて助成を受けた額及び実施回数が、事業終了後、助成基準に満たない場合はその差額を返還する。その他、助成金に余剰が生じた場合はその額を返還する。

<助成対象経費>

費目	用途例	備考
会議費	・ ボランティアの会議などの茶菓子代	助成額の3割以内
通信運搬費	・ 関係機関との通信費	
交通費	・ 関係機関への交通費 ・ 研修会等参加に係る交通費	
印刷消耗品費	・ コピー代、印刷費 ・ 事務用品等 ・ 共用材料費	単なる食事提供ではなく、プログラムに使用する食材費は共用材料費とする
会場借上料	・ 会場使用料（光熱水費）	
研修費	・ 研修会等の講師謝礼	

【福岡県久留米市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあいいきいきサロン
運営主体	地区社協を通じて組織された小地域ネットワーク活動協力員等で構成したグループ等
実施主体	地区社協
サロン数	215ヶ所
実施回数	年1回程度～週2回
実施場所	校区コミュニティーセンター、公民館・分館、集会所、小学校、社務所、個人宅、借家等
お世話人等	地域住民によるボランティア
参加費（1回当り）	無料～1,000円程度
実施時間	3時間～5時間程度
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロンでは昼食有り（仕出し弁当、協力員による手作り等）
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操・スポーツ活動・リハビリ体操 ・手芸・折り紙・料理・お菓子作り ・レクリエーション ・茶話会 ・唱歌・カラオケ・踊り ・戸外活動（バスハイク等） ・健康チェック・介護予防・健康管理等の講話 ・その他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協よりレクリエーションインストラクターを派遣しサロンの運営を支援（随時）。 ・市社協よりサロン対象のお手玉教室を実施（随時）。 ・市社協主催「サロンリーダー養成講座」を実施（年1回）。 ・サロン設置時のみ「サロン設置支援事業補助」を実施。

★【サロンの様子】



小地域ネットワーク活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久留米市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が小地域ネットワーク活動推進のために行う補助並びに支援について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施者)

第2条 この事業は、市社協並びに校区・地域社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とボランティア団体が共同で実施するものとする。

(補助事業の内容)

第3条 この補助を受けることのできる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 要援護者の調査、実態把握に関する事業。
- ② 要援護者への一声訪問、日常生活支援に関する事業。
- ③ 公私の福祉・保健・医療サービスの活用促進に関する事業。
- ④ 要援護者の組織化や、要援護者と協力者・地域住民との交流事業。
- ⑤ 訪問、支援活動を記録し相談事業に活用する事業。
- ⑥ 人権・守秘義務その他、活動上必要な知識・技術の学習に関する事業。
- ⑦ 協力者の拡大、組織の民主的運営、財源確保に関する事業。
- ⑧ ネットワーク活動の周知及び利用者拡大に関する事業。
- ⑨ 協力者のボランティア保険加入に関する事業。
- ⑩ 組織運営、事業企画に関する事業。
- ⑪ その他、地区の事情に応じて実施する先駆的・開拓的事业。

(市社協が行うその他の支援)

第4条 市社協は、この事業を推進するため次の支援を行うこととする。

- ① 協力者、関係者の学習・交流に対する講師等の派遣。
- ② 要援護者との交流等に対する企画協力。
- ③ 定例会・班長会議等への相談員・職員等の派遣。
- ④ 広報誌、案内チラシ、説明用資料等の作成、文献購入。
- ⑤ 視察、研究等に関する連絡調整事務。
- ⑥ その他、該当事業に必要と市社協会長が認めたこと。

(補助基準)

第5条 この事業に係る第3条の活動を当該年度継続する場合は、別途定める基準に基づき補助を行うこととする。

(申請の要領)

第6条 この補助または支援を受けようとする者は、次の要領で申請するものとする。

- ① 補助の申請に関しては、地区社協会長を代表者として、申請書（第1号様式）に事業収支予算書、その他必要な書類を添付し申請するものとする。
- ② 補助金以外の支援については、口頭で申請できるものとする。

(報告)

第7条 この補助を受けた場合は、次のことを行うこととする。

- ① 事業の代表者は、当該事業が終了したときは、事業報告書に事業収支決算書、その他必要な書類を添付し報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項が生じた場合は、市社協会長が別途定めるものとする。

- 附 則
1. この要綱は、平成元年7月1日から施行する。
 2. この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
 3. この要綱は、平成2年7月1日から施行する。
 4. この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
 5. この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
 6. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平成 年度 歳末たすけあい事業（通年事業）

ふれあい・いきいきサロン設置支援事業

1. 事業実施主旨

「ふれあい・いきいきサロン」とは、地域を拠点に住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、運営していく楽しい仲間づくりの活動であり、小地域ネットワーク事業を展開するためには重要な事業です。そのために立ち上げ費用の一部を補助することにより、必要な資材や環境を整え継続的な運営を図ることを目的とします。

2. 事業実施期間

平成 年度事業（平成 年4月1日～平成 年3月31日）

3. 事業対象

本年度に登録するサロン
ただし、1回きりの補助とする。

4. 事業内容

別紙様式に基づき登録・申請をおこなってください。下記のとおりふれあい・いきいきサロンを開設・運営するにあたり必要な費用の補助をおこないます。

なお、補助は立ち上げのみとしますが、その後の運営においては、地区社協活動費や食事サービス補助金・小地域ネットワーク補助金を充ててください。

会場の種類	会場1ヶ所につき補助限度額
会場常設型（借家など）	30,000円
自宅開放型	15,000円
集会所・公民館・施設等利用型	10,000円

○事業申請のためには登録が必要です。

○申請は、随時受け付けます。

5. 注意事項

(1) 補助した運営費については、事業期間中に処理し、市社協に補助額以上の実績（要領収書添付）を報告する必要があります。

(2) 補助対象は、ふれあい・いきいきサロンの開設や運営に関わる経費のうち以下のものに限ります。詳細については表を参考に判断してください。

<p>支出できるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講師報償費（講師謝金、但し内部講師は除く） ・施設賃借料（会場使用料、但し自宅や公民館など減免対象の施設は除く） ・家賃（常設型のみ） ・光熱費（冷房・暖房費、水道料金、ガス料金など） ・修繕費（常設型のみ） ・備品消耗品費（サロン用備品の整備、レクリエーション用器材の購入、健康器具・血圧計等の購入） ・広報費（お誘いの手紙・サロンの広報紙など）
<p>支出できないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当、茶菓代（利用者の参加費にて負担してください） ・会議費（ボランティアへの賃金、準備のための経費、ガソリン代など）

※その他、不明なことがあれば事務局までお尋ねください。

6. 問い合わせ

久留米市社会福祉協議会 地域福祉課（担当：大久保・漆原・川上）

電話 （0942）34-3035

FAX （0942）34-3090

E-mail info@heartful-volunteer.net

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン事業
運営主体	校区社会福祉協議会
実施主体	校区社会福祉協議会や町内会で組織されたグループ
サロン数	200ヶ所
実施回数	月1回～週1回
実施場所	地域コミュニティセンター、老人憩の家、公民館、団地集会場、お寺等
お世話人等	校区社協を構成する団体から、主に民生委員・児童委員、地域ボランティア等によって実施されている。
参加費（1回当り）	無料～1回につき100円程度
実施時間	概ね2時間程度
昼食（お弁当）	昼食をとるサロンも有
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶話会 ・健康体操 ・手芸、折り紙等 ・レクリエーション ・カラオケ、歌唱 ・介護予防・健康管理等の講話 ・健康チェック ・戸外活動（近隣の公園等での花見、もみじ狩り等） ・グランドゴルフ
その他	

※要綱・要領等の作成はありません。

【宮崎県宮崎市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあいいきいきサロン事業
運営主体	宮崎市社会福祉協議会（市補助事業）
実施主体	自治会・住民の自主グループで宮崎市社協が認めたもの
サロン数	172ヶ所
実施回数	週1回～月1回、2ヶ月に1回
実施場所	公民館、集会所、空き店舗、個人宅、神社、公園、教室等
お世話人等	民生委員児童委員、自治会役員、老人クラブ、福祉協力員等
参加費（1回当り）	月無料～500円又は年1,000～3,000円
実施時間	3時間～5時間
昼食（お弁当）	午前から午後にかけて実施するサロンのみ昼食有（実費）
サロンメニュー	各サロンにより活動内容が異なる 【主な内容】 ・茶話会 ・ゲームやレクリエーション ・学習会 ・健康体操、リハビリ体操 ・手芸・折り紙 ・歌、合唱、カラオケ ・演芸 ・戸外活動（遠足） ・血圧測定等の健康チェック ・食事 ・季節の行事 ・その他
その他	・レクリエーションボランティア養成・派遣 ・レクリエーション道具の無料貸し出し

★【サロンの様子】



※要綱・要領等の作成はありません。

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・子育てサロン事業
運営主体	各校区社会福祉協議会
実施主体	各校区社会福祉協議会
サロン数	47ヶ所
実施回数	月1回程度
実施場所	福祉館、校区公民館、公民館等
お世話人等	校区社協、地区民児協、ボランティア、保育士等
参加費（1回当り）	無料
実施時間	2時間程度
昼食（お弁当）	なし
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子体操、親子ふれあい遊び ・季節の行事（七夕作り、クリスマス会、節分等） ・絵本の読み聞かせ ・ミニミニ運動会 ・人形劇、パネルシアター ・小麦粉粘土 ・幼児安全法講習会 ・リトミック ・交流会、茶話会 ・ミニコンサート ・その他
その他	

★サロンの様子



※要綱・要領等の作成はありません。

【沖縄県那覇市】

★【サロン情報（平成21年9月1日現在）】

事業名	ふれあい・いきいきサロン事業
運営主体	那覇市社会福祉協議会（地域推進費事業）
実施主体	地区社協を通じて小地域の住民で組織されたグループ等
サロン数	14ヶ所（高齢者サロン11ヶ所、子育てサロン3ヶ所）
実施回数	月1回～週5回
実施場所	自治会事務所、集会所、個人宅、地域交流室、幼稚園、小学校、個人経営店舗（飲食店、クリーニング店、お水屋）
お世話人等	民生委員（1～3名）、母子推進委員3名程、保育士、ボランティア（必要に応じて）
参加費（1回当り）	無料～1ヶ月1,000円
実施時間	2時間～4時間程度
昼食（お弁当）	朝7時から飲食店にて行っているサロンは昼食有（実費）
サロンメニュー	<p>サロンにより異なる</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康体操・ストレッチ体操 ・琉舞民舞（舞台発表） ・手工芸・折り紙 ・茶話会 ・料理・昼食会 ・歌唱・カラオケ ・健康チェック・健康相談 ・地域パトロール ・戸外活動（遠足・花見等） ・読み聞かせ ・見守りに関する情報交換 ・書道 ・交流イベント ・その他
その他	各サロンのヒアリングを行い現状把握と問題・課題を分析し解決を図る。

★【サロンの様子】



ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、那覇市内において市民が主体となり、気軽にご近所付き合いの輪を広げ、安心して暮らせるコミュニティづくりを推進する居場所づくり活動をすすめることを目的とする。

(名称)

第2条 事業名を「ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）事業」とする。

2 サロンの開設者は、サロンの名称を自由につけることができる。

(定義)

第3条 この要綱において、サロンとは、高齢者、障がい者、子育て中の親子等が地域社会の中で、安心していきいきと住み続けられることを目的に、市民が主体的・自主的に取り組む活動であり、次の各号に該当するものとする。

- (1) サロンは、地域に居住する高齢者、障がい者、子育て中の親子等、市民の誰もが参加できるものとする。
- (2) サロンは、地域の集会所、個人の自宅、店舗や施設の一角等を活用し、ご近所単位で集まれる場所で開催するものとする。
- (3) その他住民交流の場として居場所機能を有していると本会会長が認めたものとする。

(運営及び経費)

第4条 サロンは、原則として、サロンの開設者及びサロンの運営に関わるボランティア並びに参加者（以下「サロン参加者」という。）の参加費等で運営するものとする。

- 2 本会会長は、サロンの開設者に対して、予算の範囲内で、サロンの運営に必要な経費について助成することができる。ただし、月額2千円を上限とする。
- 3 助成を受けようとするサロンの開設者は、助成に必要な書類（地域福祉活動推進事業助成実施要綱に規定する地域福祉活動推進事業助成申請書及び地域福祉活動推進事業活動計画書）を本会会長に提出しなければならない。

(支援内容)

第5条 前条のほか、次の各号の支援を行う。

- (1) 講師及び専門家の派遣斡旋
- (2) 研修及び情報交換会の開催
- (3) サロン活動及び社会福祉に関する情報提供並びに関係機関との連絡調整
- (4) 支え合いマップづくり
- (5) その他第1条の目的を達成するために本会会長が必要と認めた支援

(事業報告)

第6条 助成を受けたサロンの開設者は、助成事業が完了したとき又は当該会計年度が終了したときは、遅滞なく地域福祉活動推進事業助成実施要綱に規定する地域福祉活動推進事業助成実績報告書を本会会長に提出しなければならない。

(保険)

第7条 サロン参加者は、本会指定の保険に加入しなければならない。ただし、その費用については本会が負担するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、サロン事業の推進に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

ふれあい・いきいきサロン要綱・要領集

発行：平成22年3月

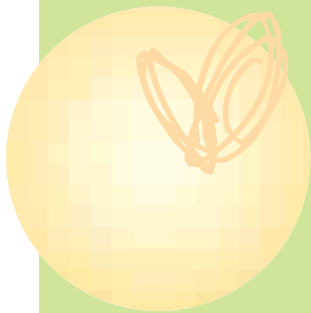
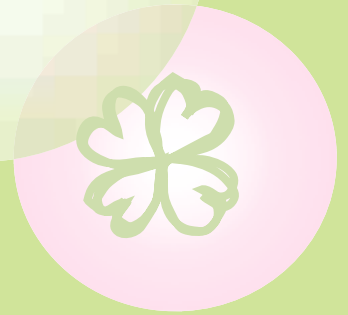
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 地域福祉課

〒790-0808 愛媛県松山市若草町8-2

TEL089-941-3828 FAX089-941-4408

<http://www.matsuyama-wel.jp/>

この要綱・要領集は松山市社会福祉協議会ホームページでもご覧いただけます



この事業は、財団法人みずほ教育福祉財団の助成により行っているものです。